

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

予算特別委員会会議録(2) (15.3定)			
日 時	平成15年 9月19日(金)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時22分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	北野委員長、横田副委員長、大橋、森井、佐々木(茂)、井川、大竹、斎藤(博)、新谷、松本、斉藤(陽)、佐藤 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、小樽病院事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要～

委員長

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の選挙におきまして、議員各位のご支持をいただき、委員長に就任をさせていただきました北野です。

もとより微力ではございますけれども、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のために最善の努力を尽くすつもりであります。市長並びに関係理事者の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、副委員長には横田委員が選出されておりますので、報告しご紹介いたします。

副委員長

よろしくお願いいたします。

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、斎藤博行委員、新谷委員をご指名いたします。

昨日、開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり審査日程が決定いたしましたことを報告いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

上野委員が大橋委員に交代いたしております。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

総務部長。

総務部長

昨日の本会議において、共産党・新谷議員の一般質問における再々質問の中、サービス残業にかかわって、私は「実態調査は必要ないと思っておりますので、調査しておりません」と答弁いたしましたが、平成14年4定において、共産党・古沢議員の再々質問で、時間外にかかわって、市長から「実態についてはよく調べることにしたい」との答弁がありましたことについて、承知しないままの答弁となったことについて、たいへん申しわけなく思っており、陳謝を申し上げます。

実態調査については、どのような方法があるのか検討させていただき、調査を行いたいと考えております。また、本会議で、私の答弁中、適切な表現でなかったことについても、たいへん反省をしております。今後、このようなことのないよう肝に銘じます。なお、最終本会議で答弁の訂正をいたしたいと思っておりますので、ご了承お願いいたします。

委員長

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、れいめいの会、市民クラブの順といたします。
共産党。

新谷委員

中央通小樽駅前歩道橋撤去について

初めに、中央通小樽駅前歩道橋撤去について伺います。

我が党は、小樽駅前再開発事業の一環として、横断歩道橋を設置することを議会で反対した唯一の党です。その後、歩道橋の撤去を一貫して要求してきました。最近、ほかの党の方々も、撤去を要求するようになって、いわ

ば議会意思の合意が形成されつつあります。昨日、市長の本会議の答弁では、駅前ビル内の商業者の意向に言及されておりまして。しかし、横断歩道がある現在でも、商業者が苦しい経営に立たされていることは現実ですから、歩道橋撤去によって、小樽駅前の景観が新たな観光スポットになれば、観光客が増大し、商業者にとってもプラスになることは疑いないと思います。中央通の整備は今年で終了ですから、この機会を逃すと、また、撤去が遠のく可能性があります。市長も、小樽の顔としての小樽駅前の景観の有用性は認識されていると思いますので、撤去について、この際、決断していただきますよう要望しますが、いかがでしょうか。

市長

歩道橋の問題ですが、昨日も本会議で申し上げましたけれども、いろいろと今まで話し合いをしまいいりまして、なかなか理解が得られないという状況でございます。多くの声は、景観上、撤去した方がいいのではないかと、以前から指摘もありますし、最近もまだそういう声が多いわけですね。そういうことを踏まえて、話し合いをしてきたわけでございますけれども、今の国際ホテルの状況からいって、テナントの皆さんが非常に心配しているということもございまして、昨日はもう少し時間をかけてほしいというような話をさせてもらいましたけれども、昨日も議論ありましたが、そういった議論を踏まえて、再度、地元商業者の皆さんとよく話し合いをしていきたいと思っております。

新谷委員

特別養護老人ホームについて

それでは、介護保険の問題を伺います。

最初は、特別養護老人ホームです。昨日の一般質問の再質問で、市長は、「17年度中には何とかということで、早く開設するように努力をしたい」というお話でした。今、実際に、名乗りを上げている施設はありますか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

特養の施設整備につきまして、以前から市内外の複数の法人から相談を受けております。具体的には、これから法人の方へ、特養の施設整備について働きかけをしたいと思っております。

新谷委員

それで、17年度中に何とかできそうだという判断で、よろしいですね。

介護保険減免制度について

次に、減免の問題を伺います。

9月5日現在で、減免を受けている人は450人になっているということでしたけれども、今年度の目標人数と今後の見通しについて伺います。

(福祉) 高齢社会対策室介護保険課長

本年度の目標数値でございますが、予算の中では、減額金額として920万円を見込んでおります。その内訳につきましては、第1段階が13人、第2段階が673人、合計686人、このような人数を見込んでございます。そして、今後の見込みでございますが、先ほど委員がおっしゃいましたように、現時点で、もう450人というような形で、去年1年間の実績が402人ですので、7月から受付をしておりますが、二月ちょっとの間で、もう昨年実績を超えております。それから、9月につきましても、去年の実績と同じぐらいの申込みが来ておりますので、今後も減免対象者、この部分は増えてくるのかなど。特に、今年4月1日から、減免基準を変えまして、今まで生保基準の1.0倍のところ、1.2倍に拡大しまして、対象者の拡大を図っております。その拡大に伴いまして、66人ほどその対象の中に入ってきておりますので、今後とも、そのような傾向になって、増えていくのかなど、そのような見込みで考えてございます。

新谷委員

普通徴収の場合ですけれども、昨日も言いましたけれども、経済的理由で払えないという人が50パーセントいるわけですね。徴収員の方は、こういった減免制度について、ご本人に、こういう制度があるのだよということで、お

知らせしているのでしょうか。

(市民)和泉主幹

減免制度の周知につきましては、臨戸訪問を行う職員あるいは特別徴収員、低所得世帯に属する方の介護保険料減免制度の内容というチラシあるいはおたるの介護保険というパンフレットを携行させて、周知するように指導しております。また、そういう収納の際に、相談を受けて減免の該当になるか、あるいは減免の相談を受けた場合には、介護保険課の方に相談に行くように指導しているところであります。

新谷委員

チラシを置いてきているのですか。

(市民)和泉主幹

現在は、置いてくるというようなことをしておりませんけれども、今後はチラシを置いてくるつもりで周知をしていきたいと、このように思っております。

新谷委員

それでは、第3段階の減免拡大をしていくということで質問いたします。資料で示していただきました。これは市のパート等労働者の給与所得者の例と、それから介護保険料の減免対象者の認定基準、これについて示していただきました。配偶者がいるかないかで違ってくるでしょうけれども、この給与収入が160万円ですね。それで、お母さんかお父さんかを扶養している場合、この場合は、給与が160万円でも市民税がかかりますね。ここに数字が表れております。このお母さん、または、お父さんが、65歳以上であれば、この保険料は第3段階になるわけですね。一方、減免の基準を見ますと、例えば50歳、80歳の例で示していただきましたけれども、この給与自体が既に、生保基準を下回っているわけですね。そして、市の独自減免、生保基準の1.2倍よりも、給与が低いわけですね。それなのに、課税しているため、市民税を払っているために、第3段階にならざるをえないと、こういう事態になっているわけですが、こうした矛盾をまずどう考えておられるか、考え方を示してください。

(福祉)高齢社会対策室介護保険課長

第1号被保険者の保険料につきましては、世帯単位で見ますと、委員おっしゃいますように、収入がより少ない世帯の保険料が高くなる場合もある、このようなことから、私も全国市長会を通じまして、国の方に公平な保険料設定について検討するように要望してございます。国の方では、このような所得の分で不均衡があるということは、じゅうぶん承知しておりますが、当時介護保険制度をつくった時点で、市町村民税の課税状況に応じた所得段階別の保険料として、市町村の事務処理負担の観点から、そのように決定になったと。そうしますと、市町村民税の非課税世帯の割合が幅広く、そのような中から世帯の構成の考え方を取り入れて、階層を決定したと伺っております。ただ、先ほどもありましたように、こういうふうな不均衡が出ておりますので、引き続き国の方には、公平な保険料につきまして要望してまいりたいと考えてございます。

新谷委員

国に要望することはもちろんですが、この減免制度というのは、市独自でつくったものですね。ですから、それでいくと、こうした矛盾が当然出てくるわけですから、この場合でも、やはり第3段階のこの収入で見た場合に、こういった実態になっている場合には、何とかいくらかでも減免をする。市独自でつくっているわけですから、そういうこともできるのではないですか。

(福祉)高齢社会対策室介護保険課長

小樽市の場合は、委員ご承知のように、平成13年10月から、低所得者の第1、第2段階の減免を実施しております。本年4月におきましても、減免を実施している部分ですと、全国的には全体の約25パーセント、全道的にはだいたい33パーセントの市町村しか、まだ実施しているような状況でございません。そして、その減免の中身を見ますと、道内のほとんどの市町村が、第1、第2段階を対象にしていると、そのような現状でございます。それで、

本会議でも市長が答弁申し上げましたが、介護保険料の減免、この財源につきましては、第1号被保険者の保険料を財源としておりますので、減免枠の拡大につきましては、結果的には保険料の上昇を引き起こしますので、現時点では、減免の枠を第3段階まで拡大するのはなかなか難しいのかなと、そのように考えてございます。

新谷委員

保険料の値上がりでは、小樽市は高く値上げになって、市民からいろいろと苦情が来ているところだと思うのですが、それでも、それではほかの自治体で、第3段階の減免をしているところはあるですか。

(福祉)高齢社会対策室介護保険課長

道の方からの報告の結果しかないので、ちょっと制度的にどういうふうな形でやっているのか、そこまでは具体的に承知はしておりませんが、単純に表の中から拾いますと、道内では9市町村が第3段階以上までやっている、そのような形で把握はしてございます。

新谷委員

前段のその割合については、いろいろこれから検討すれば、できないものではないのではないかなというふうに思います。ぜひ小樽市でも検討をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

福祉部長

この保険料、今年から3年という形で決まっているわけですが、この減免についても、保険料の試算の中に入っている関係がございまして、そういう関係もありまして、今、直ちにいじるといことにはならないというふうに思うわけでございまして、そういう意味で、なかなか難しいのではないかと、そういうことでございまして。

新谷委員

保険料の中で全部やりくりをするとすると、大変だと思います。国会で、坂口厚労相は、3月19日の参議院の厚生労働委員会での日本共産党の井上議員の質問に、一般財源の投入であっても、自治体が行うというなら、そういう修正を尊重するというように答えているのです。だから、自治体の自主性ということで、そういった国の答えもありますので、そんなにできないということではなくて、どの程度ならできるのか、ぜひこれから検討していただきたいと思いますが、それはいかがですか。

福祉部長

以前に、一般財源を入れまして、減免をした経緯がございまして、ただ、そういう国の三原則という中で、一般財源は基本的にだめだと、こういう指導がございまして、本市はやめた経緯がございまして、そういう中で、今の小樽市の財政状況等を考えますと、今、一般財源から入れるということにつきましては、なおさら厳しい状況にあるのではないかなというふうに考えてございまして、一応、そういう中でのご要望ということで、お伺いはしておきたいと思っております。

新谷委員

要望ということで、検討というのはなかなか難しいようではございますけれども、今後もまた、提案していきたいと思っております。

財政問題について

それでは次に、財政問題について伺います。

財政健全化の取組での、財政効果40億円について伺います。この財政状況の説明の資料をいただきました。この中で、事務・事業の見直しで、歳入増5億円、受益者負担としておりますけれども、これはどんな事業を考えていますか。

(財政)財政課長

今、ここで具体的には名前は言えないのでございますが、小樽市の一般会計で、使用料、手数料、また、負担金という部分は、15年度の予算のベースで、だいたい13億円ぐらい見込んでいます。その中の負担金、使用料、手数

料で、長年値上げをしていないもの、これからそれに係ってたくさんかかっていくもの、そういうものがありますので、そういうものをすべて見直していきたいと思っております。ここにある5億円というのは、そういう意味で、具体のものを積み上げた数字ではございません。

新谷委員

それでは、使用料、手数料は市民負担が多くなるというようなことですね。これで、どのぐらいという計算をしているのですか。

(財政) 財政課長

ただいま申しましたとおり、それぞれ個々のものについて、何がいくらとか、そういうものは、今、分析して検討中ございまして、この5億円の目標の数字は、積み上げたものではございません。

新谷委員

新行政改革の中で示されてきたごみ収集の有料化、これは家庭ごみの有料化ということが、今、議論されてきたわけですが、これは有料化された場合の市民負担は、総額3億円でいいのですか。

(環境) 間淵主幹

ただいまのご質問でありますけれども、現時点では、まだ審議会等もしておりませんので、価格等については決まっておりますので、総額は出ない状態でございます。

新谷委員

でも、この間の説明を受けて、その中ではだいたいごみ袋がいくらとか、そういうことで、ざっと計算したら3億円ぐらいというふうに考えるのですけれども、これは間違いですか。

(環境) 間淵主幹

説明の中で申しあげました1枚当たり2円というのは、他の実施都市の例でありまして、その例を引き合いに出させていただきますのでございます。

新谷委員

それで、資源化の事業費は、だいたい1億円ぐらいかかるというふうに聞いています。私が考えるには、この3億円の負担、もし余剰がないと17年から18年の2年で6億円ですよ。事業費の2億円を差引きすると、4億円、歳入が多くなるわけですね。あと1億円を何でプラスするのだということに行くのではないかなと思いますが、今、受益者負担が最も考えられるのは、ふれあいパスですよ。これは市長も見直しを考えているということですが、私たちはごみの負担には反対ですが、ふれあいパスは、市民が一番関心が高いところなのです。このふれあいパスがどうなるのか、何も示さないで、例えばいきなり来年から、どれぐらい負担してもらいますよとかというのは、本当に乱暴なやり方ではないかなと思うのですけれども、ふれあいパスについては、どのような負担を考えていますか。

福祉部長

ふれあいパスの問題につきましては、従来から、中央バスの方から、利用状況と負担額のかい離、これを解消してほしい、こういう要請を受けてございます。そういう中で、中央バスとも、今、いろいろと協議をしている最中ございまして、それらと小樽市の財政状況も踏まえながら、これからということになるかと思っておりますので、現時点では、まだ全く具体的なものにはなってございません。

新谷委員

それでは、来年からやるかどうか分からないということですか。

福祉部長

従来からお話し申し上げているとおり、何らかの負担なりあるいは年齢制限あるいは所得制限も含めながら検討をしなければ、なかなか現状の制度維持は難しいのではないかと考えているわけでございます。いずれにいたしま

しても、中央バスからのそういう要請を踏まえながら、また、私どもも、これから協議を重ねて方向性を出していかなければならないだろうと思っております。

新谷委員

事務・事業の見直しについて

それでは、次にお伺いします。

扶助費、市単独の事業、これ資料を出していただきました。古沢議員が代表質問で、事務・事業の見直しの質問をした際に、市長は四つの観点で見直すということを述べております。その観点の一つ、国や道の制度に上乘せしているもの、これを見直したいということですが、何事業でどのぐらいの金額になるのか、お示してください。

(財政) 財政課長

市の全体の事業を、今、分析中ですが、扶助費に限っていえば、国や道の補助制度に加わえてここにある単独事業全体を行っています。乳幼児、母子、重度身障医療の医療助成は道の制度に基づいてやっているわけですが、その中で、補助対象になっていない初診時の一部負担金があったと思います。この金額は、3事業合わせて、およそ2,100万円となっております。

新谷委員

それでは、この資料の中で、他都市と比較して、高いサービスになっているものはどれでしょうか。この中で、はり・きゅう・マッサージ、これは去年の半分になりましたよね。そのほかはどうですか。

(財政) 財政課長

他都市との比較というのが、どこの都市と比較するかもちょっといろいろあると思うのですが、道内の人口10万人以上の都市と比べて、全都市ではやっていないような事業としては、今、お話がありましたはり・きゅう・マッサージ、あとここにある医療助成制度、道の制度よりも小樽市は上乘せしてやっているわけですが、こういうものの中にはやっていない都市もあります。あと見舞金についても、他都市では全部実際やっているとは言いきれないと感じております。

新谷委員

それでは、4億6,133万2,000円、このうちどのぐらい削減する考えなのですか。

(財政) 財政課長

本会議で市長も答弁いたしましたが、今、扶助費に限らず、すべての事業を見直した中で、3年間の中で、何とか40億円の効果を上げたいということを目指しておりますので、個々の事業、例えば扶助費に限っても、扶助費でいくら、そういう形にはまだ固まっておりません。

新谷委員

何か聞いても、なかなかまだまだはっきりしていないのですけれども、市長にお聞きします。ふれあい見舞金、それから生活保護患者等見舞金を今回削ろうとしたわけですが、この中で、市長自身はどのぐらい削るつもりですか。

市長

今、財政課長の方からお話ししましたが、事務・事業で20億円を見直したいという中で、歳出の方で15億円、それから歳入で5億円というふうに、一応目安を持ってやっていますけれども、全体のいろいろな市民生活に直接かかわる問題ですから、慎重にやっていかなければならない問題でございますので、時間もかかるだろうと思います。したがって、今、事業を全部洗い出して、精査をして、そして3年間のスパンで、どういうふうに行っていくかということの非常に大きな課題を抱えているわけでございますので、今、精査中でございます。今定例会が終了次第、早期に原案をつくってお示ししていきたいと思っております。

新谷委員

その原案というのは、いつごろ示されるのですか。定例会が終わって、その後ですか。

財政部長

16年度の予算編成との関係もございまして、それから今、総合計画の3次の実施計画との整合性との問題もございまして、市長がただいま申し上げました今定例会終了後、できるだけ早くとは思いますが、今の段階で、事務サイドとして、いつと申し上げるのは、まだ明言できないというようなことではございまして、ご理解いただきたいと思っております。

新谷委員

この事務・事業の見直しの項目は、2,000もあるというふうなことで伺っています。けれども、さきに削減ありきで、何をどうするのかということを示さないでいては、審議もできないと思うのです。私たちは市民の代表として来ているわけです。市民にとっては、何がどういうふうになるのか、これは本当に一番心配されることですよ。小樽市の広報でも、財政が大変だということで、これからは連続して掲載していくということですが、市民の方は、小樽市はお金がないのだからということで、何事も要望しないで我慢していこう、こんな風潮がもうけっこう広がっているのですよ。市民はそうやって我慢しているのに、一方、市の方で、何か事業の内容をはっきり示さないというのは、無責任ではないかなという気がしますが、いかがですか。

市長

確かに、いろいろな広報等を通じて周知をしておりますので、かなりの部分で、市民の皆さんも、市の財政状況について非常に危機的状態だということは、ご理解をいただいております。先般も、市内の老人クラブの方々にお会いしましたら、出前講座で財政問題を聞きましたよと言っておられましたけれども、非常に関心を持っていただいております。そんな中で、今、私どもとしても無責任ということではなくて、責任を持ってやっていきたいわけですから、慎重に検討した上で、お示しをしたい。このまま16年度単年度で終わるわけではございませんので、3か年ぐらいのスパンでやっていきたいと思っておりますし、さらにまた、昨日もお話し申し上げましたけれども、弱者対策も、その中にどう織り込むかという問題も含んでいるものですから、そう簡単に、今日検討して、明日、はいというふうな問題ではありませんので、少し時間はかかると思います。しかし、いつまでもというわけにはいきませんので、今、申し上げましたとおり、今定例会を終わってすぐ鋭意検討した中で、できるだけ早くお示しをしたいと、こういう基本的な考え方でございます。

新谷委員

今、出前講座のお話が出されましたけれども、出前講座では、財政問題について、どういうことで説明しているのですか。

(財政) 財政課長

今年になりまして、私、出前講座というのを二つやりました。9月号にこのたび載せたように、このままでは150億円の赤字になるものが14年度に試算して85億円になります。これを何とか財政再建団体に転落する前に避けなければならない、ここをまず主眼に説明しました。このほかに、今、三位一体改革もありますので、国と市の間の財源はどういうふうになっているのか。また、市の財政構造も、まだ経常収支比率も80パーセント台だったわけですから、それが今、90パーセントの後半になっていると、それはどういう構造なのか、そのようなことをお知らせした次第です。

新谷委員

難しそうなお話ですね。

それから、古沢議員の質問の事務・事業見直しの観点の一つとして、増大が見込まれる事業、これを見直したいということでしたけれども、これはどんな事業ですか。

(財政) 財政課長

例えば今の当時の単価で推移しても、対象者がたくさん増えていくような事業がございます。一番端的なのが老人関係の経費がございます。このほかには繰出金としては国保だとか、介護保険だとか、老人保健の繰出金も、このままいくとどんどん増えていくというような状況です。このほかに事業費というだけではないのですが、減免制度に係るものも生活扶助の方も増えておりますので、収入減という形で非常に経費が増えているという形がございます。

新谷委員

今のお話でしたら、やはり扶助費に係る部分とか、そういう民生費が多いと思うのですけれども、建設費だとか、そういう事業はどのようなのですか。

(財政) 財政課長

建設関係のことにつきましては、今のところ、まだ21世紀プランの次の計画が出ておりませんので、私どもの方で、これから増大する、減るとい形には、押さえができておりません。

新谷委員

それは新しい事業をやらなければ問題ないのでしょうかけれども、どうも今までのことを聞いていると、やはり市民に犠牲をかける、それが大きいように思われます。たびたび議論されております石狩湾新港、これに対してはどうなのでしょう。18年から、中央地区の起債事業の負担10億8,400万円、これこそ凍結したり、やめたり、何か方策を講ずるべきではないですか。市長、いかがですか。

市長

これも従来からお話していますとおり、3工区の起債の償還については、北海道も石狩市も小樽市も財政が厳しいので、これは少しでも繰り延べをしてもらおうと、そういう方策をぜひとってほしいということは、前々からお話しておりますし、これからもそういう方針でいきたいと、このように思っています。

新谷委員

それから、石狩湾新港の、こういった事業は、今の質問のことは繰り延べしてほしいというふうに要望するということに言っていますけれども、新港そのものの事業の凍結と、そういうことは求めないのですか。小樽市もこれだけ苦しくて、市民が犠牲になっているのに、これはもうずっとこのまま続けていくのですか。

市長

これも、もう私が市長になってから、何回も道庁なり、それから石狩湾新港管理組合に行って、話をしています。しつこいぐらい、非常に嫌われていますけれども、それはやっていますので、特に事業については、必要性のもの、緊急性のもの、それ以外はもう延ばしてくれというふうに何回も言っています、これからも、もっともっと強力で要請をしていかなければならない問題だと思っております。

新谷委員

ところで、18年までに民間委託を考えている事業は、どんなものがあるのでしょうか。

総務部次長

民間委託につきましては、行革の中で、今、それぞれ検討してございます。これは今の議会の中のやりとりもございましたけれども、いつからということではありませんけれども、さくら学園の関連も検討しておりますし、今プールの関連も一遍にはできませんけれども、徐々に委託して、最終的には委託していきたい、そういう方向で検討していきたいと思っております。あと環境部関係の例示をして、今、収集の方の委託の関係をやっています。だいたいそんなところですよ。

新谷委員

人件費について

それでは、人件費について伺います。この計画に示されているとおり、仮に給与が18年には7パーセントカット

ということですがけれども、具体的に1人の平均給与でいいのですけれども、15年と18年ではどれくらい違うのか、ちょっと具体的な数字で教えてください。

(総務)職員課長

全職員の平均給与月額ですけれども、平成15年度34万2,063円が、18年度約7パーセントカットしたとすると、32万9,471円となります。なお、この中には、定期昇給を見た形になります。

新谷委員

1万3,000円ぐらい変わってきますね。この3パーセントのほかに、人事院勧告のマイナス1.07パーセント、これは来年度の給与に反映されるのですか。

(総務)職員課長

先ほどお答えした中には、人勤の要素は含まれておりません。仮に人勤が実施されますと、先ほど見ました15年度の34万2,063円が33万8,335円となります。こういう数字については、先ほどの数字に加味されておりませんので、これが加味されて、また、先ほどの数字より下がるという形になります。

新谷委員

それから、人勤で削減される給料の総額はいくらですか。

(総務)職員課長

総額で申し上げます。一般会計で2億5,200万円程度です。

新谷委員

この人事院勧告で削減された分、国はこの分に相当する交付税を減らすと聞いているのですけれども、これではますます市の財政が苦しくなるのではないかとも思います。不況で市税収入も落ち込んでいるし、今後の交付税も削減されるということで、今後の市税収入と交付税の見通しは、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

(財政)財政課長

市税収入につきましては、近年、納税事業者が高齢化で仕事をしなくなる方がいたりして、経済不況で個々の市民の皆さんの所得が低くなって、市税収入がこのままの経済状況が続けば、落ちてくるのかなと思っています。また、交付税につきましては、三位一体改革の中で、どういうふうな形になるかわかりませんが、ただいま言われました職員給与費の人勤分につきましては、去年の例ですと、国は地方財政計画の算定をし直して、交付税自体は、もう年末で決まっていたので、臨時財政対策債を借り入れるだけですから、格好つくような形でデータを変えました。また、今後も、来年以降の地方財政計画上は低い職員給与費で歳出の方が計算されます。今年については、まだどういう扱いになるかわかりませんが、去年の例ですと、臨時財政対策債がその交付の分が借り入れられなくなるだろうと、そういうことも考えております。

新谷委員

ところで、現在、市の貯金はいくらなのですか。

(財政)財政課長

貯金という意味で、財政調整基金は、この第3回定例会で試算しているところでは7,300万円となっております。減債基金は、今回の第3回定例会後の残高が910万円程度でございますので、8,200万円程度が残っている形になってございます。

新谷委員

聞けば聞くほど、だんだん質問しづらくなってきたのですけれども、それでは、来年度の予算、どういうふうに組むのでしょうか。今年みたいに、また、水道とか産廃の企業会計からお金を借りてやるのか、本当にこれは心配になりますけれども、どういうふうに考えていますか。

財政部長

今年度自体が、執行状況がどういふふうになっていくかというのが一つございますし、最終的な税収がどうなるかによって、15年度決算自体が、相当厳しいものになるというのは間違いないと思っております。それから、編成の時点でも、お話がありましたように、いろいろ創意工夫して予算編成をしておりますから、そういった結果を踏まえて、16年度については、事務・事業の見直し等で、どれぐらいのレベルで効果を上げられるかということもございませぬけれども、一方で、今の三位一体改革の補助金、負担金の削減、それから交付税の見直しの行方、この辺がまだはっきり定まっております。いずれにしても、地方には厳しいという姿が予想されますので、相当厳しいといひますか、大変な予算編成になるのではなからうかと思っております。

新谷委員

今度は別なことを伺います。

今まで朝里ダムだとか、それから築港再開発だとか、それから中央通の区画整理事業だとか、いろいろな大きい事業をやってきたわけですが、この借金がまだ残っていると思うのです。この3事業、人口22万を想定してつくった朝里ダム、それから築港再開発、中央通土地区画整理事業の元利償還金の合計額、そして16年度、17年度、18年度、この各年度の3事業の合計額をお示してください。

(財政) 財政課長

今の3事業に係る元利償還金、事業開始から償還が終わるまでのトータルでございますが、元利償還金のベースでいいますと、589億円。16年度、17年度、18年度、3事業の元利償還金は、16年度が13億1,000万円、17年度が14億1,000万円、18年度が14億2,000万円、このように推移しております。

新谷委員

この3事業のピークになるのはいつごろなのですか。

(財政) 財政課長

3事業だけのピークというのは、出しておりませんが、朝里ダムと築港再開発関連はもう既に借入れが終わっておりまして、中央通も借入額はトータルはそれほど多くありませんので、だいたい借入れが終わってから3年の据置きを考えますと、17年度、18年度、このぐらいになるのかなと考えています。まだちょっと正確に出していません。

新谷委員

借金はこれだけではありませんけれども、かなりの負担を占めるということですね。さっき出していただきました、扶助費の市単独事業は、これと比べると、本当にまあいい数字ではないかなというふうに思うのです。今、言ったこの事業は、やはり市民負担、それから市財政を圧迫するものとして、私たちは反対をしてきました。毎年、こんな13億円、14億円という借金を返済するだけでも大変です。その上に、石狩湾新港だとか、いろいろそういった支払があると、本当に厳しい市財政に、ますます厳しさが増すというような感じがするのです。地方自治体の本来の仕事は、住民の福祉の増進ということですよ。こういう役割を捨ててはいけないと思うのです。市民犠牲を押しつけていいのかと、こういう疑問がわくのですけれども、この点で、最後に市長の見解をお伺いして、終わります。

市長

3事業については、今さらご破算にするというわけにはいきませんので、これは義務的な経費として、これからも引き続き返済しなければならないと思ひますし、新港の問題については、だいたい、今、固定資産税が管理者負担金と同程度に入ってきています。その部分は別としまして、いずれにしても、この非常に危機的な状況、非常事態であるという一つの認識がございませぬから、一つは、このまま行って財政再建団体を覚悟するのか、何とかそれを食い止めて、みんなで我慢をして、この再建団体だけは免れようかと、どちらを選ぶかという話になるのですけれども、私どもとしては、少し痛みは伴ひますけれども、再建団体だけは何とか回避したいと。もちろん市民の皆

さんにも負担をかけますけれども、職員も血を流してもらおう。そういう中で、何とか一日も早くこの状況を克服したいと、そういうつもりで、これからも気を引き締めて、この問題に取り組んでいきたいと思っております。

新谷委員

最後と言ったのですけれども、今の市長の見解を聞きますと、本当にこれまでのこと、本当に責任を感じていないとか、そんな感じで、市民ばかり我慢をしろ、職員も我慢をする、それはまあ別としても、市民に我慢をしろ、そればかりが強調されているようで、私は本当に納得できないのです。

(「我慢できない」と呼ぶ者あり)

「我慢できない」ですか。いや、本当にそうなのです。逆に我慢できない、そういう気持ちでいっぱいなのです。ですから、今までやってきたことをきちんとやはり反省して、今後に備えてほしいし、市民にはなるべく負担をかけない、そういう財政の組立てをしてほしいと思います。

市長

税収がここまで落ち込むという予測が全然できていないのですよね。平成9年度に60億円あった市民税が、14年度で44億円ですから、ここで16億円、法人市民税で、平成9年度18億円が14年度で14億円と、もうこれだけでも、20億円の税収が落ち込んでいるわけです。こういう状況を考えますと、当時それだけ税収があったから、こういう事業もできたわけですから、それがもう税収が入ってこないという状況になりますと、いかんともいたし方がない。しかし、義務的な、やらなければならない事業というのはあるわけですから、当然、老人保健にしても、介護保険にしても、これはどうしてもやらなければならない。お金がないにかかわらず、やらなければならない問題ですね。こういう問題がたくさんあります。しかし、一方で、税収をどう伸ばしていくかということで、今、地場産業の振興といいますか、地域経済をどう活性化して、市内の企業の皆さんに頑張ってもらって、そして税収を少しでも上げようと、そういう努力も一方でしているわけですし、そんな中で、何とか市の財政を健全化の方へ持っていきたいと思っているわけです。

委員長 共産党の質疑を終結をし、自民党に移します。

松本委員

構造改革特区について

構造改革特区について、お伺いいたします。

ただいまの地場産業振興ではありませんけれども、規制緩和で地域を活性化しようと、こういうことであります。石狩湾新港地域の港湾物流特区、これは石狩市と小樽市と管理組合、三者共同だったのですけれども、これはいち早く、第一陣で認定をされました。しかしながら、小樽単独で提案をいたしました国際観光交流特区、それと新エネルギー特区、地域エネルギー特定供給推進特区、その三つは提案をしたということは伺っておりますけれども、認定になったということは聞いておりません。どうしてかと思いましたが、申請していないのだから、認定になるわけがないと、ごく単純明快な説明でありました。そこで、まずこの構造改革特区の手順について、改めてここでちょっと伺いたいと思います。

(企画) 迫主幹

構造改革特区にかかわる手続でございますけれども、例えば民間事業者が新しい分野に事業を展開したい、あるいは事業を拡大したいといった場合に、ある法令の条項が規制になっていて事業拡大できないといったような場合につきましては、その該当になる法令のどの条項を規制緩和をしていただきたいということで、まず国に対して提案をいたします。この提案が認められることによって、規制の緩和になるわけですが、事業主体、事業スケジュールが決まっています、どの区域でやるのだというようなことが具体化した時点で、特区計画を国に対して上げて、それに対して、国が特区の認定をすることによって、初めて実現するものでございます。

松本委員

提案をしたということは、議会でも答弁いただいておりますし、皆さん、その三つを提案したということは、よくご存じだと思いますけれども、申請していなかったということ、どれだけの人が知っていたのかなと私は思うのでございます。それで、国際観光交流特区については、現法令での対応が可能となったので、申請をしていない、こういうことです。現法令で可能だということは、提案した後にわかったのか。

私が代表質問で、工業専用地域の特区構想はどうかと伺いましたら、それは用途地域の変更をすればいいのだから、構造改革特区の趣旨にはなじまないと、そして、物販や飲食をしたければ、準工業地域もあるのだし、周りでやればいいのだと、こういうことでありました。周りでやるということになりますと、道の駅構想とか、そちらの方になってしまうと私は思います。工場に直結しているからこそ価値もあるし、意味もあるのでないかと思えます。ですけれども、この用途地域の変更をする気持ちはないような答弁でありました。

これに関しては、後ほど森井委員も質問するようですので、私はこの特区の方になりますけれども、国際観光交流特区、現法令で対応が可能だというのは、認識不足で提案したのか、あるいはどういうことになったのか。経済部も港湾部も企画部も関係していると思いますので、それぞれの方にこれに関しての認識を伺います。

(企画) 迫主幹

ご質問の国際観光交流特区につきましては、第3号ふ頭が指定保税地域というものに指定されてございますけれども、この指定保税地域をそのまま残しながら、観光交流的な機能を取り込むために、関税法の規制緩和を国に対して求めたものでございます。これに対しまして、関税法の中で、指定保税地域の中の土地ですとか、建築物の用途を変更する場合につきましては、税関長との協議によって可能となる部分もございます。法の中で、用途変更を認めるような規定がございますと、規制緩和を求めることになじまないということになりまして、国の方からは、現行法での対応が可能ではないかという見解をいただいております。

経済部長

特区の関係ですけれども、当時私、企画部にいたものですから、今の迫主幹の立場の方にいたのですが、当時は観光という、そういった切り口の中では、小樽港、特に第3号ふ頭にクルーズ船が入ったり、観光客の皆さんが、現実にも入り込んでいたわけです。そういった意味では、何とか港湾機能とうまく調和する中で、今後、小樽市の一つの顔として、観光の切り口として使っていきたい。そんな視点で経済部としての意見があったということ。そういった意味では、一つの特区として、当面進めていこうという議論の中であいといった形になった。私が当時参加している中では、当初私どもが見込んでいた特区の申請の内容は、現行法の読み取りの中で、かなり広い範囲で国の方で読み取っていただきまして、現行法の中で可能だというご返事をいただいたと記憶しております。

(港湾) 港湾振興室長

私どもといたしましては、第3号ふ頭に関しましては、港湾物流機能がございまして。そういった中で、観光船、クルーズ船などは、第3号ふ頭につきたいという意向もございまして。混在する物流と人流をどう整理していくかと、そういった中で、関税法の規定がございまして、函館と小樽にあります保税地域というのが指定されてございます。その中で、もうちょっと幅広く使っていきたい。保税地域は、基本的に一般の人の立入りが禁止されているところで、フェンスをつけてございます。ある意味では、ある時期にそういったフェンスを取り除きまして、多くの人々を入れたい。港湾業界の方々も、新たな企業を起こす中で、一緒になって運営に携わっていけないだろうかということやってきました。いずれにいたしましても、先ほど説明がありましたように、企業を起こすという前提がございまして、税関の方も一時的には借り地を認めていただいております。そういった中で、現行法で対応できるという、私どもは、ちょっと小さな意味での現行法だと思いますけれども、今後も、業界の方々と相談しながら、もう少し規制緩和に向けた利用ができないか検討していきたいと考えております。

松本委員

けっきょく、第3号ふ頭は認定されなくてもできるということがわかりました。それでは実現に向けてどのように取り組んでいるのか伺います。

(港湾)港湾振興室長

100パーセント現行法の中でできるという理解は、我々もしてございません。ただ、一部ある時期に利用させていただいているのは事実でございます。そういった中で、先ほど企画部からも話がありましたように、どういう事業を具体的にやっていくのか、行政だけで先行していくわけにもいきませんので、これからいろいろな団体の方々と、具体的な議論をしながら、特区構想につきましても、今後も連携をとりながら進めていきたいと考えてございます。

松本委員

あと新エネルギー特区と地域エネルギー特定供給推進特区は、規制の緩和が認められて、申請は可能になったということでもあります。申請ができるわけですけれども、これから特区の新たな構想はどうするのかという質問に対して、「民間活力を最大限に引き出して、商工会議所など経済団体や地元企業からのご意見・ご要望を伺いながら、これからは新たな特区構想を進める」と、こういうことなのですけれども、既に提案しているこの特区構想、これもやはり民間業者から、規制緩和をするときの具体の計画がなされて初めて申請するということなのですけれども、これからのものは、前もって皆様のご意見を伺ってやると、この提案したものは、これから何うということなのですか。ちょっと整合性に欠けているのかなと思いますけれども、これからの規制緩和の特区申請を認められたこの二つのエネルギー特区については、申請をするのか、具体の計画がなければと言いますけれども、提案に至るまでのプロセスを伺います。

企画部長

特区については、先ほど主幹の方から申し上げたように、提案そのものは、基本的には自治体が政策的に、こういったことが可能なかどうかというようにして、提案をしていくという場合もございまして、それからNPOですとか、民間企業がこういう事業を行う中でどうしても壁に当たる、それを何とか規制緩和したいという具体の事業があって提案をしながら認めてもらって、本申請にいくというパターンがあると思うのです。それで、新エネルギーの部分については、自治体としてそういうものが可能なかどうか、将来的な小樽市のエネルギー政策も頭に置きながら提案をし、現行制度の総合の基準等々の中で、その規制はじゅうぶん勘案できることで、具体的に事業者がいれば、申請していただければ対応できますよということまでこぎ着けた。ですから、今度は事業者が出てくるかどうか、私どもが発掘する側として、これからのエネルギー政策の中で、展開をしていかなければならない自治体としての政策的な問題がある。もう一つ、築港地区のエネルギー炉の関係については、現在、マイカルエネルギー供給センターの電気事業法との関係で、小樽ベイシティ開発の建物にしか供給できない。したがって、特定供給という形の範囲を、何とか一定のゾーンの中で供給させることによって、企業の経営安定といったものが可能になっていこうということ、私どもが事業者と協議をして、提案をさせてもらう。この中で、協同組合という形態をとりながら、指定されたゾーンの中でやること自体は、具体的に提案していただければ、何とかいけますよという話にはなったのです。しかしながら、マイカルエネルギー供給センターが本体の小樽ベイシティ開発との電気供給等の関係で、まだ踏みきっていないというのが現状でございます。個々は申請する玉は持っているのですけれども、どうも踏みきれない。こういった関係で、この間、答弁したように、会議所の勉強会に主幹が行って、何とか今の事業をやらせる中で、いろんな壁がないかどうか、もしあるのであれば、そういった制度があるので提案をしたいという投げかけをしながら、庁内的にも各部の方で、いろいろな事業、ハード面ばかりでなくて、ソフト的な問題も含めまして、提案をすべきものがあれば、出してもらいたいということで、企画部としては、発掘なりなんなりという考えで取り組んでいるところでございます。

松本委員

提案の発掘については、そういうことだと思いますけれども、提案済みの3件については、1件はもうできるとい

うことですから、今度はこの2件の申請に向けた具体的な見通しはどのようなのですか。

企画部長

基本的には、まずエネルギーの関係の石狩の主力ガスの関係なのですけれども、端的に言うと、自動車産業の方で、こういったエネルギーの車なりなんんりの開発実用化との関係も将来的にある、そういった兼ね合いもありますので、すぐ右から左という形では難しいのかなと。

それから、港湾の方の関係については、先ほどのご質問でもあったように、具体的にすべて税関の中で、大々的になればできるかということは難しいのでしょうかけれども、少なくとも、将来的に第3号ふ頭の基部のいろいろな開発の中で、民間事業者が税関の保税地域を活用して、別な事業を行うといったことが芽としてあれば、これを活用しながら、第3号ふ頭の機能というものを少し多角的に考えてみられる、こういう可能性を秘めているのかとは思ってございます。

松本委員

これは企画部だけが取り組むべき問題ではありません。思いつきで提案するわけにはいかないわけですから、經濟部なり、港湾部なり、いろいろな部署がグループを組んで、こういう一つの政策に向けたグループ構成、そういうプロジェクトチームが必要でないかと思えます。いずれにしても、この構造改革特区に対する取組というのは、どうも積極性が私には感じられない。規制緩和で、地域の活性化だと言っているわりには、規制緩和に向けて、構造改革特区にもっと積極的な取組が必要ではないのかなと思えますので、最後にこの構造改革特区について、市長に少々お伺いして、終わります。

市長

私も歯がゆい思いをして見ているのですけれども、可能性は別にして、もっともっというんな案があつていいのではないかと考えています。今、頭の中にあるのは、まだ担当課長にしか話していませんけれども、保育所の待機児が多いという状況があります。一方では、幼稚園の定員が6割ちょっとしか入っていない。余裕があるのですね。ですから、例えば保育所の待機児が幼稚園の方に行けないのかと、預かってもらえないのかというのも一つあると思うのです。幼保一元化という特区がありますから、一部幼稚園の理事長さんにもお話をしていますけれども、そういうことも可能ではないのかなと。会議は別にして、困っている問題で何かないのか庁内でも検討して、また、民間の方にももっともっというんなアイデアを出してもらって、いい案があれば提案していこうと、そしてまた、実現に向けていきたいとは思っています。

横田委員

臨港地区の分区について

港湾部に臨港地区の分区に関してお尋ねします。今の構造改革特区とも、広い意味では関係してくるのかもしれませんが、資料要求して、「小樽港の臨港地区内の分区指定図」を提出していただきましたので、見ながら質問します。

まず、小樽港の港勢についてお尋ねいたします。14年の小樽港の取扱貨物量、入港船舶数をお知らせください。それはピーク時に比べてどうなのかも含めて、お願いします。

(港湾)港政課長

小樽港の平成14年の取扱貨物量と入港船舶数でございますけれども、14年取扱貨物量は2,016万トン、入港船舶数は6,998隻でございます。ピーク時でございますけれども、これは港湾貨物、それから入港船舶数とも、平成8年がピークでございます。そのときの貨物量は2,570万トン、入港船舶数につきましては8,983隻、14年はこのときに比べて、貨物量で550万トンの減、それから船舶数につきましては1,985隻の減少ということで、いずれも78パーセントへの減少となっております。

横田委員

平成8年から、2割以上、貨物量あるいは船舶数の減少を示している実態だと思えます。平成9年でしょうけれども、小樽港港湾計画で、将来の貨物量の予測をしていると思えますが、その計画で、14年とは出ていないでしょうけれども、10年代、どのぐらいに持っていく計画を持たれていましたでしょうか。

港湾部次長

平成9年に改正したときの港湾貨物量の目標値でございますけれども、貨物量につきましては、フェリー貨物量を合わせまして3,850万トンを見込んでございます。

横田委員

3,800万トン、ところが現在、2,000万トン強ですか、相当な計画との開きが出てきているわけです。これらの状況に合わせて、平成元年あたりから、有力企業の撤退が相次いでおります。日本製粉、ホクレン、それから日通のコンテナ基地、そして近くでは日本農産が小樽から撤退していつているわけでありまして。加えて、新日本海フェリーが敦賀便を昨年から苫小牧に移しております。ただいま聞いた貨物量の9割ぐらいがフェリーの貨物量だと思えますが、この苫小牧への移行によって、さらに貨物量が減っているというのが現状です。こうしたいわゆる小樽離れの要因を、どのように分析しておられるのかお聞きします。

(港湾)港政課長

小樽離れということでございますけれども、いろんな要因が考えられると思えます。近年におきましては、長引く景気の低迷が続く中で、企業の合理化が進んでおります。特に、飼料工場などにつきましては、需要地に近い道東方面に工場を集約するという流れもございますし、また、港湾物流が全体的に、構造的に、太平洋側中心の流れになっているという状況もございます。先ほどおっしゃられましたフェリーも含めまして、やはり苫小牧に移転する流れがあるということが、一つの大きな要因ではないかと考えてございます。

横田委員

構造的なものがあるということですが、小樽離れで、今、苫小牧のお話が出ました。小樽のある運送会社が相当数を苫小牧にシフトしているのですが、その理由が、苫小牧はたくさんの船舶会社が集約されている。そういったところが競い合うために、支払期限の設定あるいは料金算定などで、サービスが苫小牧の方がはるかにいいということです。それから、その他のいろいろな理由もありますが、フェリーに限って言いますと、小樽は新日本海フェリー1社ですが、苫小牧は川崎近海、商船三井、東日本、太平洋、新日本海フェリーと、たくさんの会社があるわけです。そういったところの運送業者あるいは海運業者に関しては、苫小牧の方が有利なのかなと認識しております。

これを、だからどうせよということにもなかなかならないのでしょうけれども、いずれにしても、小樽が生き残っていくためには、港湾機能が充実して、活性化しなければ、小樽はこれから難しくなっていくということです。ここでは今後の港湾振興策について、一つ一つは触れませんが、何としましても小樽港が魅力のある港になって、需要が拡大してほしい、これは市民の願いだと思います。市長が10月にまた中国にポートセールスに行くようですので、小樽港の発展に理事者の方々が尽力いただくことを改めてお願い申し上げます。

そういったことを踏まえて、分区条例に関してお尋ねするわけですが、臨港地区内の分区における図面がありますが、構築物の規制に関する条例というのが、平成8年に制定されております。この条例制定に至った経緯、なぜ条例が制定されたのかについて、お知らせください。

(港湾)港政課長

分区条例の制定に当たっての経緯でございますけれども、港湾法に基づきますと、臨港地区に分区を指定することができるのですが、小樽港はずっとそれまで分区をしていなかったわけでございます。平成当初ぐらいから、小樽運河周辺が小樽を代表する観光スポットとして整備されてきたという中で、臨港地区内において、観光客の流入

が増加し、また、港湾とは関係の薄い一般施設等の立地が目立つようになりました。また、平成7年には、中央ふ頭にパチンコ店の出店がございまして、これを契機として、港湾物流に支障のないように臨港地区内を秩序立てていく必要があるということから、港湾の秩序を保持するという観点から、平成8年、分区条例を制定したと考えております。

横田委員

わかりました。それで、商港区、工業港区、漁港区など五つの港区に区分して指定されているわけですが、それぞれ目的について説明願います。

(港湾) 港政課長

小樽港における分区の区分でございますけれども、五つ区分されてございまして、まず商港区は、旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域。工業港区は工場、その他工業用施設を設置させることを目的とする区域。漁港区は水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁準備を行わせることを目的とする区域。マリーナ港区は、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、その他の船舶の利便に供することを目的とする区域。修景厚生港区は、その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域となっております。

横田委員

それで、条例第3条で、その各港区の禁止構築物ということで、今日まで、こういうものは建ててはいけないのだよという指定がなされているわけですが、港湾の機能を守っていくために必要な規制だと思うのですね。無秩序にいろんなものが建ってしまったら、本来の港湾の機能が低下するわけありますから、これは異存のないところなのですが、土地の有効利用だとか、それから港湾の活性化などを考えていきますと、条例制定当時と大分状況が変わってきているのかなと、我々も思いますし、地区内の企業あるいはいろいろな方からお話も伺っておるところであります。すぐわなくなっていく点が出てきているのかなと思います。7年が経過しているわけですが、こういった状況の変化について、今、言った業者、あるいは土地の所有者から、何とか合わないところは見直ししてくれないか、あるいは変えてくれないかというような要望がこれまでもあったように聞いておりますし、最近はまだ、要望書というような形で出ているとお聞きしましたが、これについて説明をお願いいたします。

(港湾) 港政課長

確かに、分区条例制定から7年が経過いたしましたして、時代環境も相当変わってきている部分がございます。そういった中で、いろいろな土地利用の要望というのがあることは確かでございます。先日も、臨港地区の地権者の方々、一部の方と連名で、分区の見直しについて要望がございました。その趣旨といたしましては、現行の分区では、建築物の用途がほぼ港湾的利用に限定されていて、企業の方々にとりましては、今後、もう少し幅広い運用展開が可能となるような分区の見直しをしていただきたいというものでございました。

横田委員

私が聞き及んでいる範囲では、その前にも、個別に港湾部にいろいろなご相談があったようにも聞いております。今、そういった署名を添えて要望があったようでございますので、今後、港湾部として、どう対応していくのかお聞きします。

(港湾) 港政課長

いろいろな方から、ご要望をいただくわけですが、現に臨港地区で、いろいろな仕事をされている方からの声として、重く受け止めなければならないと考えてございます。今後とも、幅広くいろいろな方々のご意見をお聞きしながら、時代変化に対応するような事業の方策を考えていきたいと思っております。

横田委員

わかりやすく言うと、語弊があるかもしれませんが、駅からずっとおりていって、漁連の右側の通りは、観光客

がいっぱいおります。山側には住吉のあたりまでずっと、飲食店がたくさん並んでおりますが、道路1本挟んだところは、商港区になっているわけですから、物販あるいは飲食などはできない。それから、似たような地区が何か所があるのかなと思います。一概にどこをどうしろなんていうことを言えませんけれども、こういった要望をよく聞きながら、見直しの検討を進めていただきたいと思いますのですが、この条例だけで、かつてにできるものでないと思います。国、あるいは各種審議会などの意見を聞かなければならないと思いますが、見直し、緩和に向けての今後の課題は、どんなものがあるのか。

(港湾) 港政課長

臨港地区の見直しに当たっての課題という部分でございますけれども、当然、臨港地区でございますので、港湾的な土地利用を基本に考えなければならぬと思っておりますけれども、地域産業の振興ですとか、大きなくくりのまちづくりという観点から、一部臨港地区でありまして、都市機能的な部分を導入しなければならない地域については、その辺をある程度規制緩和して、考えていきたいと思っております。見直しに当たりましては、港湾計画との整合性ですとか、また、港湾機能と、そのような一部都市機能との調和をどのように図っていくかということが、一番の留意すべき問題ではないかと考えてございます。今後、具体的なことについて、皆さんのお話をお聞きしながら進めてまいりたいと考えてございます。

横田委員

今年の1月には、苫小牧で分区の条例が改正されました。詳しくはわかりませんが、既成ラインを動かすとか、そういうことではなくて、例えば今までできなかったコンビニ、あるいはガソリンスタンドなんかをつくれるというような記事をちょっと目にいたしました。商港区で、コンビニやガソリンスタンド、観光用施設などの建設が可能になったと聞いております。それから、稚内市もこの分区の条例があるのですが、市の地方港湾審議会から市長に、こういうふうに若干の改正をされるようにと答申が出ています。こうした動きがございますし、小樽市も、業界の声もありますし、現状にそぐわなくなっている点もありますので、ぜひ国との協議を開始していただけるように、部内の検討をしていただきたい。このことに関しては、私だけでなくいろいろな方も言っておられるのですけれども、なかなか進んでいないという部分がございます。最後に市長に、こういう条例も踏まえて、今後のポートセールスも含めてお聞きして、私の質問は終わらせていただきます。

市長

港湾の物流の関係、私としても、何とか小樽港の活性化を進めていきたいと思っておりますけれども、何せ荷物が本当にあるのかというのが一番の問題でございまして、中国から入ってくるものは相当量あります。しかし、こちらから出すものは、非常に限られてきているということもございまして、港湾振興室でポートセールス、新たな荷主の開拓に取り組んでございまして、引き続き努力していきたいと思っております。

それから、分区の指定でございますけれども、私も小樽港縦貫線の山側が観光施設があって、海側がそういう施設はできないということで、何とかならないかという話も聞いておりますので、これはここだけの問題ではなくて、あちらこちらいろいろと課題を抱えていますので、全体としてどういう在り方がいいのか、現在、庁内で検討しておりますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

斉藤(陽)委員

所得収入の要件について

まず代表質問に関連をいたしまして、1点だけまとめてお伺いをいたします。

財政健全化のための事務・事業の見直しに当たって、所得の低い高齢者世帯あるいは母子世帯、障害のある方の

世帯、また、児童福祉や教育に関する分野への施策などに対して、全体のバランスの中で、一定の配慮も検討していきたいという市長の前向きのご答弁をいただきました。そこで、具体的にお伺いをさせていただきたいのですが、制度にいわゆる所得要件などを設けて、所得制限を図るといような場合に、制度ごとに適切な、しかも相当の財政効果を見込む形の所得、又は収入の要件を設定するとしても、その要件を判定するための人件費が当初見込んでいる財政効果を相殺してしまうという問題があると思います。そういった問題をクリアするために、制度ごとに現行でもいろいろ使われていると思いますけれども、個々の制度で、要件として使えるものと使えないもの、いろいろあると思います。行政コストが低くて、市として把握がしやすく、そしてサービスを受ける市民が特別差別感がなく、さらにプライバシーや個人情報保護の観点からも問題がないと、そういう要件を探し出すということは、所得制限うんぬんの場合に相当困難が予想されると思うのです。しかし、こういうところこそ、行政の質というか、行政の中身というのが問われる大事なところだと思います。難しいから、ばさっと一括廃止とか、そういったことではなくて、せっかく市長も前向きに取り組まれるという姿勢を示されたわけですので、あえてそういった、難しいのですけれども、挑戦をしていくべきだと考えます。

そこで、具体的に3点まとめてお聞きしますので、お答えをいただきたいと思います。

まず現在、本市で使われている所得収入等の要件として、主なものを挙げていただきたい。その中で、児童扶養手当の一部支給に相当する収入・所得の要件、これを児童扶養手当受給ということによらないで設定する場合に、その判定に要する行政コストはどのぐらいになるのかということをお示しをいただきたいと思います。

また、このような収入・所得判定をするための各制度に横断的な共通システムを、個々に原部でやるとしたら、非常に煩雑なことになると思いますので、あらかじめ設定しておくという、どちらになるかわからないのですけれども、どちらかの部署できちっとまとめて、事前にこの研究をしておくというようなことも、非常に有効かつ必要ではないのかと思いますけれども、この点いかがでしょうか。

(財政)財政課長

まず最初に、所得制限はどのような要件を用いているかということが重要です。国や道の制度で、一定の要件が決められているものを除きましては、主な例としては、ただいま斉藤(陽)委員ご指摘のように、児童扶養手当の受給を要件にしている上下水道料金の減免やふれあい見舞金、市民税の所得割の非課税を条件としているものに、老人医療の助成なんかがございます。もう一点、生活保護基準に一定の倍率をかけて、その範囲内の所得であれば、それぞれの制度についてもなるというものには公営住宅の家賃だとか、学校の就学援助、そのようなものが挙げられます。

それから、児童扶養手当の一部の支給要件を、他のもので判定する場合のコストですが、具体的にどの制度に適用するかによっても、変わると思いますので、具体的に金額は出せないのですが、所得の把握や対象者の納税状況を見るのであれば、あなたの税の徴収状況を見てもいいよというような、そういう特定の手続や連絡、申請の事務、又は制度の周知、郵送など、かなり大きな労力と一定の事務経費がかかることがあります。また、その費用対効果の面なのですが、対象者の多い少ない、どこに設定するか、また、何の制度に適用するかなどで、ちょっとわかりませんが、所得制限を入れますと、一定の財政効果はあるだろうとっております。

それと、横断的な共通の制度ですが、現在の制度も、細部ではいろいろ現状に合わない部分、また、不都合な面もあるとは思いますが、個々の制度には対象者の違いもありますし、制度の趣旨自体にも違いがあるので、事業内容を本当に踏まえた条件というのも必要だと思います。また、国やほかの制度との整合性も含めて考えなければならぬと思いますので、どの部署とは言いませんが、一定程度の整理はしたいと思っております。

斉藤(陽)委員

これについては、また、今後、しっかり検討をしていただきたいと、私としても勉強していきたいと思っております。

公用車盗難事件について

次に、2点伺います。

まず第1点として、小樽市の公用車盗難事件というのが報じられていますけれども、このてんまつと申しますか、どのようになっているのか、その後の状況と、また、損害賠償、再発防止等についての見解を伺いたいと思います。

(総務)総務課長

9月3日の朝に発見いたしました。朝6時ぐらい、このちょうど下の食堂の職員が一番最初に異常に気づきまして、すぐ当直が、午前6時ぐらいに定時巡回でございましたので、早めましたところ、車庫のシャッターがあいているのと、それから左側のドアが破られているのを発見しました。その時点では、盗難かどうかということは、当直の者は確信が持てませんので、すぐ原部の職員に連絡がありまして、総務課の職員並びにその車両の管理して所管しております土木部の職員が出てきましてから、前日の夕方きちんと納車しているということを確認しましたので、これは盗難であるということで、7時ぐらいだと思いますけれども、小樽署の方に通報して来ていただいて、被害届を出したということでございます。

被害の関係でございますけれども、この車両はリース車両でございまして、まだ何年間かリースすることで130万円強が残ってございます。この部分につきましては、市有物件災害共済会と申しまして、私どもの市役所の関係の車両保険に入っております。端数のカットは別にいたしまして、ほぼ全額が補てんされることになっております。今後の対策でございますが、3日の事件を受けまして、すぐ翌日、庁内各部の庶務担当課長に集まっておきまして、当面、今回の事件が、この車にキーがつけっ放しであったということが、やはり最大の問題ではないかということになりまして、まず各公用車の業務が終わった後に、キーをつけっ放しにするということは、最低限しないようにし、車庫と車のキーの管理を、担当課長がよく行っていただくということを周知いたしました。今後、公用車の台数自体、いろいろ見直しをしておりますので、それらの絡みの中で、さらにどんな管理方法ができるのか、検討していきたいと思っております。

斉藤(陽)委員

じゅうぶん注意していただきたいと思います。

泊原発について

次、もう一点ですが、去る9月7日、泊原発で冷却水が漏えいということで、報道されておりましたけれども、原発の安全性と、その事故についての住民周知の在り方等、問題になっております。この件についての市長のご見解をお伺いさせていただきたいと思っております。

市長

泊原発の2号機の事故でございますが、原子炉格納容器内の再生熱交換器室で、放射能を含んだ1次冷却水が漏れたという事故でした。幸いなことに、微量の1次冷却水ということで、自然環境への影響はないということ、北海道の方で北電に確認をしておりますけれども、こういう事故が起きたということについては、たいへん残念に思っております。

また、住民の周知につきましては、小樽市は、北電の泊原発の緊急通報の対象外になっておりますけれども、関係自治体への通報、情報の伝達あるいは住民周知で、周辺の4町村でも問題になっております。こういった問題については、たいへん重要でありますから、先般、事故発生後、日にちは忘れましてけれども、北電の小樽支店長が私のところへ経過説明に来ました。現在、原因の調査中という話でございましたけれども、その折に、原発の安全性の問題と、それから住民周知の問題について、じゅうぶん情報の交換ができるように、体制をとってほしいと要請をしております、支店長も了解したということで帰っております。ぜひこれからも安全性の問題については、じゅうぶん対処していただきたいと思っております。

佐藤委員

一般廃棄物について

昨日、一般質問を行った一般廃棄物について若干詳細にわたって触れてまいりたいと思います。

第1点は、新規業者の必要性があるのではないかということでお聞きしましたけれども、新規業者は全く必要ないということでしたが、どのような理由から必要ないのか、お答えください。

環境部次長

本会議でもお答えいたしておりますけれども、現在、業者で一般廃棄物の収集、運搬を行っている部分につきましては、別に何も支障が起きていない、業務が適正に処理されている状況にあるということから、これ以上増やす必要はないということで、お答えしております。

佐藤委員

本会議の中でも聞いていますけれども、事業系一般廃棄物を排出する事業所数というのが7,503事業所。だが、現実には回収を委託している事業者は3,500件にすぎない。つまり4,000件、まだ未回収で残っている。それで、支障がないと言えるのですか。

(環境)廃棄物対策課長

現在、契約していない事業所というのは、相当小規模な事業者と考えております。例えば、店舗兼住宅の事業所、あるいは1人、2人の事業所ということで、相当ごみの量というのは少ない事業所というふうに判断しております。現在、そういう事業所については、順次、指導巡回しておりますけれども、そういう中では、ある程度の事業所については契約が済まされて、残されているのは小規模事業者だけだということを感じております。

佐藤委員

法律では、全部集めなさいと言っている。けれども、答弁の中では、家庭用ごみと一緒に出しているのではないかという話も出ていましたし、小さい4人以下だからいいのだと、そういうことではないわけでしょう。それは、本当に、今やる気のない事業所がたくさんある。だから、進まないのだと。また、競争原理も働いていない。そういうところで進まないのではないですか。今後これ進まないですよ。どうですか。

(環境)廃棄物対策課長

いまだ事業所の方が契約されていないという件についてでありますけれども、市としては、ごみステーションにおける廃棄物事業所の指導員が、今後、パトロールして、事業系ごみと家庭ごみが混在しているかどうか、そのようなチェック、それから直接収集する担当者が実際一番よくわかります。ごみ袋を持ち上げたときにわかりますので、その辺の連携をとりながら、市としては指導強化して、さらなる事業所のごみの分別をきちんとさせていきたいと考えております。

佐藤委員

ここは明確なお答えがないですから。この部分では足りないということを指摘しておきます。

環境部長

今、明確な答えがないということなものですから、私の方から説明したいと思います。

この指定袋は平成12年から始まったものです。ですから、それまで事業系一般廃棄物といえますのは、確かにこれだけの事業所がありますけれども、やはりある程度の量が出てくる事業所というところは、事業系の一般廃棄物での収集である。ところが、残念ながら、この事業系一般廃棄物の一部が、それまでは、実際には家庭系ごみに一部含まれていたのです。そういったことを今、市としては、事業系と家庭系のごみをきちんと分けて収集するべきであると、こういった取組が平成12年からされた。そして現在、約1,300の指定ごみ袋を、収集業者に対して、指定ごみ袋で排出する業者に対して、1軒1軒理解を求めながら、こういった収集体制になってきたわけです。ですから、12年からですから、この3年間で1,300軒を発掘したというのは、これが多いか少ないか、努力をしているか、

していないかということもありますけれども、いずれにしても、市といたしましても、また、それに取り組んでいった事業者の方たちも、相当努力をしてきた結果であろうと、私は思っております。

それから、先ほど7,000件との差で、まだおよそ3,000件残っているではないかということではありますが、確かに、小樽市の統計書によりますと、これだけの件数になっておりますが、ご存じのように、家の1軒で、電話1本で商売をやっている方々、あるいはまた、ほとんどごみの出ない事業者といったことを考えますと、私としては、今これからこのごみをこういったことで徹底的に指導していきながら、恐らく実際出てくるのは、果たしてさらに1,000件あるのかどうか、こういった状況もあるのではないかと。しかし、私どもとしては、粘り強くこの排出事業者に対しては、指導をしていかなければならないだろうと思っております。

それともう一つは、現在の事業系のごみ全体量といいますのは2万1,000トンあるわけですが、その指定ごみ袋収集については1,300件ありながら、その中のわずかに3パーセントを占める600トンでしかないということなのです。ですから、仮に、もしもう1,000件程度発掘できたとしても、恐らく、その量は全体量の5パーセントに行くのかどうかという、そういった観点もあるのだらうかというふうに思います。さらにはまた、平成11年度に約4万8,000トンありました事業系のごみが、指定袋制の導入や、あるいは桃内での最終処分場での大型ごみ処分手数料の有料化によって、その間著しくごみの減量化が進んできているということで、約2万1,000トンと半分以下に落ちてございます。そういった中では、先ほど言いましたように、今、新たに新規に業者を射止める必要はないのではないか、そういった総合的な状況判断の中で、私どもとしては、こういった方針を出させていただきました。

佐藤委員

事業系のごみというのは、二つに分かれている。一つは、月別で100キロ以上のところは契約になっています。もう一つは、小袋で何十円というような形で、袋を買ってやっている。実はこの何十円という袋が全く売れない。事業系で100キログラム以上出て、月2万円ですよ、3万円ですよという契約のところは、全部、ほとんど契約を交わしている。業者はそっちの方がもうかるわけですよ。小袋は何ぼ集めてももうからない。その事業所を回っていったって、毎日出るわけではない。1週間に一つ出るか、二つ出るかわからない。それも何十円。だから、進まないというのが一つ、指摘しておきます。

それからもう一つ、違うのではないかという話をしたいと思います。一般廃棄物の家庭用のごみ収集車について、直営と委託、業者別の台数をお知らせください。

(環境)管理課長

直営は13台でございます。委託の部分でございますけれども、全車両で10台でございます。個人が3台、そのほか1企業が7台でございます。

佐藤委員

この株式会社クリーンサービスは7台持っている。それから、個人3台で、全部で10台。これに対する15年度の委託料は、10台で1億4,500万円。年間ですよ。それで間違いはないですか。

(環境)管理課長

委託料の関係でございます。15年度の予算で申し上げますと、1億4,500万円でございます。

佐藤委員

1か月当たり、委託料は1台につき100万円払っていますね。ですから、この株式会社は7台だから、1か月700万円払っている。1年間で8,000万円ぐらい入ってくる。私が問題にしたいのは、この4年から5年間ぐらい、今、半分直営でやっていますから、あと半分以上を市場開放する。1億5,000万円がこの四、五年で市場開放されます。この1億5,000万円が市場開放されるのに、新規業者は要らないのですか。

環境部次長

今のお話は委託の話だと思いますけれども、先ほどの話は許可の話だと思います。これ、全く話が違いまして、

まず一般廃棄物につきましては、これはもともと市町村の処理する事務として本来的に考えられております。その市町村が直営あるいは委託でやる分、それ以外に市町村がやらない部分に限って、一般廃棄物の処理業者としての許可を与えることができるというところが、いわゆる産業廃棄物の許可業者とまるで違う点なわけです。今のお話の委託の方ですけれども、委託につきましては、市がやる分、要するに許可業者がやる分ではなくて、市がやる分のうち、市が直営でやらない部分が委託の部分ですから、先ほどの許可業者の話とはちょっと違う形になります。

佐藤委員

四、五年で直営をやめるのでしょうか。違うのですか。直営をやめた部分は委託でやるのでしょうか。こういう話をしているのです。

環境部長

市場開放といった、そういった言葉が使われていたので。確かにおっしゃるように、現在、委託化の計画については、部内で、いろいろ検討しております。それはまた、早い時期にお示しできるかと思っておりますけれども、そういう短い年限の中で、全面委託化を進めていきたいと、こういったことでは一応考えております。ただその委託の受皿をどうするかということにつきましても、これは先般、市長からも答弁したと思っておりますけれども、私どもの方で、一定の委託の年次的な計画をつくって計画的、安定的にやっていかなければならないし、また、経験だとか機材を有する、あるいはまたきちっとした安定的な経営的基礎を有するという業者に任せていかなければならないわけでございますので、関連業者にそういった具体案を示しながら、意見を聞き、さらにまた、その意見を聞きながら、市としても一定の方向づけをしていきたいと、こんなことを説明したと思っております。

佐藤委員

市場開放と言ったから、間違ったのかもしれないけれども、委託に開放されるということで、この1億5,000万円近い、いわゆる委託業者が生まれてくる。今、3個人を抜いたら、株式会社は1社だけです。この3個人業者の問題もちょっとありますから、後から聞きますけれども、この3個人は1代業者ですから、死ぬまでやったら終わりですから、死ぬのを待っている。だから、あと残るのはクリーンサービスだけです。このように、独占していることがいいのかどうか。クリーンサービスの力、かなり大きくなっているでしょう。クリーンサービスは小さい回収なんかしていませんよ。そんなものばかりしくてできないですもの。事業所はやりますよ。委託はありますよ。小袋なんか、手が回りませんよ。このままでいいのですかということをおっしゃっているのです。それで、お聞きしますけれども、委託契約、クリーンサービスに対して、どのように行われていますか。

(環境)管理課長

単年度の委託契約の関係かと思っておりますけれども、随意契約でやってございます。

佐藤委員

何年間の契約で、今まで何年間随意契約やっていますか。

(環境)管理課長

資料ございませんけれども、平成3年ぐらいからと思っております。

佐藤委員

12年間ずっと随意契約ですか。これは、環境法か何かで、随意契約しなければだめなのですか。一般競争入札、指名競争入札、これ全部できるのでしょうか。どうなのですか。

環境部次長

これにつきましては、今、佐藤委員がおっしゃるとおりやればできます。けれども、やらなければならないということではないわけで、これは札幌高等裁判所の昭和54年の判決がありまして、一般廃棄物の委託の関係の判例なのですけれども、これを随意契約でやっているのが自治法違反ではないのかというような事件だったのでしたけれども、札幌高等裁判所の判決では、「廃棄物処理法は、一般廃棄物の収集等の業務の公共性にかんがみて、経済性の確

保等の要請よりも、業務の遂行の適正を重視しているものと解される。すなわち廃棄物処理法は、最低価格の入札と契約を締結する一般競争入札の制度とは異なる立場をとっているのである」という言い方で、要するに、競争性の原理が働かないものなのだと。制度の考え方が、競争性の原理が働かないものなのだという判断を示しまして、随意契約でやったことについて、違法性はないという判断をしております。ほかの関係でも、同じようなこともあったわけですが、同じように随意契約をやることについて違法性はないという判断が裁判所からされております。ただ、だからといって、随意契約しかできないということではなくて、競争入札の考え方をとることもできる。一般の競争性の働く契約であれば、地方自治法が適用がされますから、原則競争入札、例外随意契約ということになりますけれども、一般廃棄物の委託契約につきましては、廃棄物処理法の関係がありまして、これは適用されないという判断が判例で示されております。

佐藤委員

私は違法性あるなんて言っていませんからね。ただ、できるのでしょうか。一般競争入札、指名競争入札。できるのに、12年間していない。財政部、これどう思いますか。

財政部長

基本的には、入札というのは、地方自治法第237条等で定められておりますし、それが原則だと思います。ただ、今、環境部が答弁いたしましたように、そういったような考え方が司法の場で判断されて、むしろ経済性よりも事業の安定性などという観点では、随意契約をやることは必ずしも間違っていないのだという考えがきちんとあるということですので、それはそういう形になるのだろうなと思っております。

佐藤委員

これだけ財政がひっ迫しているでしょう。そして、福祉からも持っていかうなんていうときに、一般競争入札しない。すれば、大分下がるのではないですか。財政部長としたら、やれたらしてもらいたいのだろう。私は、競争がないから、これはずっと下がらないと思いますよ。非常に安定した市場になっているのです。毎月ごみが減っているのですよ。さっき言ったでしょう。4万8,000トンから2万くらい減っていると。ごみが減っていても、委託料はとにかく減らない。こういうことを見直ししませんか、財政部長。

財政部長

中身について、まだ具体的に私ども詳細をあまり承知しておりませんので、ただいまご指摘の点については、環境部からよく詳細を聞いてみたいと思います。

佐藤委員

問題なのは、7台も持たせる巨大な業者を過去につくったということです。今の環境部ではないですよ。過去にそういう経緯があるのです。個人業者を全部集めてきて、好きな業者、集まりなさいと。そこからみ出した人もいます。そこへつくってしまう。今、この株式会社がなかったら、委託なんかできませんから。個人三つしかないのですから。ここが、何言っているのだ、やりませんよと言ったら、もうこれで終わりですから。こんな業者をつくってしまったことが大問題なのです。もう一つ、これに対応できるような業者をつくりたいでしょう。2社でやれと。こんなことしていったら、悔い残りますよ。もっと2台とか3台とかと分けるべきだよ。このところをきちんとやっていかないと、将来のごみ収集の問題にも、悔いを残しますよ。私は別に業者の仲間と議論しているわけではないのだけれども、きちんと競争ができるような、こういう安定の中でも競争できるようなシステムをつくっていくべきだと、そう思っています。これは市長の名前で全部許可が出ますから、最高責任者は市長なのですよね。市長、こういうことについてどうですか。どう思いますか。

市長

全部知っているわけではございませんが、いろいろ今回の本会議で、質問があるということで、大分私も勉強させてもらいましたけれども、非常に難しい問題ではないのかなと思います。過去のいろんないきさつ、そしてごみ

収集の変遷、そういうことから考えて、今、お話があったように、たくさんあった業者を一つの業者にまとめて委託をしたということもあります。現状は現状として、今後、直営から委託にするわけですから、その場合にどういう道をとっていくのか、これはこれからの重要な検討課題だろうと思いますので、じゅうぶん検討していきたい。それから、ごみの減量化とあるいは収集の台数の問題とか、いろいろ課題があると思いますので、そのあたりも含めて、今後の在り方についてじゅうぶん検討していきたいと思います。

佐藤委員

ひとつ検討をお願いしますね。あまり偏った行政をするのはだめだと思いますので。

もう一つは、独禁法との関係をちょっとお聞きします。独禁法に抵触するのではないかと言いましたけれども、全く抵触することありませんという話です。これをもう一回、教えていただけますか。

環境部次長

先ほどの私の説明がじゅうぶんではなかったかもしれませんが、お尋ねの関係は、一般廃棄物の収集一般業の許可についてでした。それで、一般廃棄物は、先ほどもちょっと触れましたけれども、産業廃棄物の一般業者とは違っていて、まず基本になるのは、本来市町村が処理すべき事務であること。しかし、市町村がやらない部分について、必要な業者に許可するのだというのが、一般廃棄物処理についての考え方です。これにつきましては、先ほど引用しました札幌高等裁判所の判例、要するに、廃棄物処理法は一般廃棄物の収集等については、経済性の確保等の要請よりも、業務の遂行の適正を重視しているというものであるからというふうな判例になっていますけれども、これと全く同じ考え方になるだろうと思います。一般廃棄物の関係の廃棄物処理法の考え方ということで、全く同じになると思いますけれども、競争性の原理が働かない分野である。なぜならば、処理の適正性、確実性、継続性が守られなければならない。先ほど答弁が落ちてしまったのですけれども、委託の関係でも、同じように業務を遂行するに足る相当の委託料にしなければだめだよというふうになっています。安ければいいということでやりますと、一般廃棄物の処理が、言葉が悪いですが、いい加減になってしまう部分もあるかもしれない。そういうことで、適正な処理ができるように、適正な金額にすることが、委託基準の一つにもなっています。許可基準の方にも、同じように、安定性なり継続性なり、適正な処理ができるものということが要求されているわけで、そういったことから考えますと、独占禁止法でいっている競争性を前提としたところの不当な取引制限だとか、あるいは不当なその他の制限ということには、廃棄物のうちの一般廃棄物の処理業については、該当しないと考えています。

佐藤委員

ちょっと継続というのは悪かったかもしれないけれども、限定との関係の独禁法の問題もきちんとあるのですね。限定業者がいるということで、これは質問をいたしました。判例がありますけれども、一般廃棄物処理業不許可処分の取消請求事件ですが、57年の10月21日に、この事件があって、判例が出ています。「市町村はその区域内における一般廃棄物の処理について、市町村が定めた一定の計画に従って一般廃棄物を収集し、運搬し、処分しなければならないが、これをすべて市町村みずから直接、また、委託により行うことが実際上できない場合もあるので、一般廃棄物処理業者をして処理させることとし、市町村に課せられた一般廃棄物処理事務を代行する者として指定されるべき者であるから、市町村長あるいは地方公共団体の組合の組合長は、この営業の許可については、市町村の作成した一般廃棄物処理計画に従って、法の目的に照らして、当該市町村の指導の下、技術性、専門技術的・政策的判断の尊重される広範な裁量権を持つものと解されている」。計画の下には、広範な裁量権があるのですよと。そういうふうに言っていますから、この限定も、あなた方は広範な裁量権の一つだと、こう言ってきたわけです。私はこの限定というのは、ちょっと違うのではないかと。私はこれ、小樽方式だと思っているのですよ。

それで、今日、書類を提出していただきました。道内主要都市の一般廃棄物収集運搬業の限定許可の有無。限定許可、あるところはあるのですかと話を聞いたら、これだけあります。札幌市はない。函館市はある。旭川市はな

い。室蘭市はある。釧路市はある。帯広市はない。北見市はない。苫小牧市はない。江別市はない。あると答えたところが、小樽市もありますから、4市ですね。内容どうですかと聞いたら、わからないと言うから、私が調べました。それで、函館市は、今、限定はやっていません。平成16年からやるという話です。それはどうするかという、函館のまちを3ブロックに分けて、そしてブロックの中でやりなさいという限定。それから、室蘭市と釧路市は限定はありますと。中身も聞きました。こういうふうに聞きました。市側から指定して限定しているのか、業者側からの申出があって限定しているのかという話を聞きました。釧路市は業者側から申出があって、限定していますと。それから、もう一つの室蘭市も、同じく業者側から申出があって限定した。小樽市の限定は、どうですか。こちらですか。

環境部次長

それは、小樽市側の方で、この範囲というふうに範囲を限定しております。

佐藤委員

ほかの市と全く違う限定の仕方をしているのです。小樽市はこれしかだめだよ。いわゆる小袋しか収集したらだめだよ。こういう限定の仕方は、北海道じゅうにありません。いろいろないきさつがあるのでしょう。ただし、ほかの都市も、いきさつがあるので。途中から、法律ができたものだから。小樽市は過去のいきさつからいって、こういうやり方をしている。これは危ないですよ、私は独禁法に抵触するかもしれないと思っていますよ。いかがですか。

環境部次長

一般廃棄物処理につきましては、先ほどから申し上げておりますように、まず処理計画があって、その中で市が収集しない部分について、業者に許可を与えることができる。したがって、無制限に許可を与えることはできないことになるわけです。それで、限定許可の部分につきましては、少量の廃棄物排出事業者につきましては、新たな需要として、平成12年以降出てきたものですから、その分について、限定的に許可をしたと聞いております。その理由は、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、一般廃棄物の処理そのものが非常に公共性が高い。したがって、それを処理する一般業者が継続的、安定的に的確に処理できなければならない。そのためには、当然のことながら、過当競争みたいな形になったり、自由競争みたいな形になってしまいますと、適正な処理に支障を及ぼすおそれがある。産業廃棄物とは全然違いますけれども、一般廃棄物の処理につきましては、そういう観点から、言葉が過ぎるかもしれませんが、結果的には保護されるような形になる。その中で、新たな需要が出たことから、それに限定して許可をしたということですから、この考え方については、法制度上の考え方と一致していると考えてございます。

佐藤委員

そういう考え方も小樽市だけ持っている。これは判例がないですから、何とも言いようがないですけども、これは国の見解をいただいていますか。

環境部次長

少量排出事業者についての限定許可を与えたときについては、当時の厚生省に聞いていないということです。

佐藤委員

小樽市から、これしかしてはいけないという限定を与えています。このことは独禁法に違反をしないのか、また、環境省としては許可できるのかどうかということを書書で聞いて、書書で回答していただきたい。これは水かけ論になるから。上位組織に聞くしかない。これはどうですか。

環境部次長

今、佐藤委員、上位組織とおっしゃいましたけれども、これは市町村の自治事務になっております。一般廃棄物の処理は自治事務です。産業廃棄物の方は法定受託事務ですけども、一般廃棄物は自治事務ですので、上下の関

係はありませんけれども、環境省の方に疑義の照会という形で、考えてみたいと思います。

佐藤委員

委託業者は、クリーンサービスのほかに、3個人なのです。個人業者がさっき言ったとおり、1台の契約で、病気になるまでやめるまでいいですよという話。これもちょっとおかしいなという話があるのですけれども。この法的根拠があったら、教えてください。

環境部次長

委託契約の部分だと思えますけれども、契約は1年の契約で完結しますから、継続するということはないわけです。1年間の委託契約をしています。そういう単年度での契約になっていますから、1代限りだとか何とかという話は別に出てこない。継承性というのは出てこないと考えています。

佐藤委員

随意契約はないのです。個人業者が会社組織にしようと思ったら、環境部がこう言うのです。個人で契約したのだから、許可が出たのだから、会社にしたら許可を与えないよ。だから、3業者、ずっと個人なのです。そういうことが行われているということは、市長、どういうことだろう。時間がないから、また、継続して、いろんな話をしていきたいと思えます。

環境部次長

今の質問の中で、委託と許可と両方の言葉が入っていたようなのですけれども、私、先ほどは、委託契約のことをお答えしました。許可の関係につきまして、個人が法人になった場合のことが出たのかなと思えますけれども、個人と法人は全く別です。許可業者の関係を言いますと、個人を見て、適格性を見て、許可している場合と、法人を見て、法人としての適格性を見て許可する場合は全く違いますので、個人が法人をつくったからといって、許可は承継していかない。会社が別の会社になれば、それは商法上で承継はしますから、それは承継する。委託の関係は、先ほど言いましたように、1年ごとの契約ですから、前年度に契約したから、今年度も契約されるというにものもないということです。

佐藤委員

これ、どこかの何か違う組織をおどかしているようなことを言わないでくださいよ。それは行政と思えないし、市役所とも思えないですよ、今みたいな話。

環境部長

何か誤解があったと思うのですけれども、今のそのお話は、その個人の3業者のある1社になるかどうかは別に、その業者が今、ごみの収集については個人と委託契約を結んでいる。それを自分がつくった会社と委託契約をしてほしいという話ですよ。それについては、個人と会社とは全く違いますから、いわゆる今までの個人委託をしていたものを、会社と委託契約することはできませんと、こういったことを言っているだけです。そういったことについて、ひとつご理解願いたいと思います。

佐藤委員

また、ゆっくりやります。

委員長

以上をもって、公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は午後3時45分といたします。

休憩 午後3時24分

再開 午後3時45分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

斎藤(博)委員

個人情報保護条例について

それでは、一昨日の代表質問を踏まえて、質問していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、個人情報保護条例の取扱いについて、何点かお聞きしていきたいと思います。17日の質問で、市長の方からご答弁をいただいているところなのですが、その中で、何点かもう少し詳しくお調べいただきたいなと思うところがありますのでお願ひします。

まず最初に、総務省の方から、今回、国の個人情報保護法が制定された、そういったことを受けて、現在制定済みの関係条例について見直しを図るよう指導されておりますというようなお答えがあったと思うのですが、具体的にはどのような指導がされているのか、お聞かせください。

(総務)総務課長

6月16日付けの総務省の政策統括官からの通知がございまして、その部分につきましては、5月30日に基本法となります個人情報の保護に関する法律の制定を受けまして、国の機関においては、別途法律を定めて保護の対象としていくということで、地方公共団体にあっても、その辺の条例の整備がされていくものと思います。それから、その観点としては、多くの地方公共団体が既に持っております電子計算機処理に係る個人情報の保護条例につきましても、今、言ったように、まずマニュアル処理をしておりますけれども、手作業処理によって処理しているものを含めた、そういう条例の制定の見直しを図るよう指導されております。

斎藤(博)委員

そういう国からの指導を受けて、17日の答弁の後半の方で、現在、電算処理に係る個人情報の保護条例を包括した形での条例の整備について、検討を始めておりますというふうに言われているのですけれども、これの具体的な方向性がありましたら、答えてください。

(総務)総務課長

先ほど申しましたように、現在、私ども電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例を持っていますので、まずそれが基本になろうと思います。それから、先ほど言いましたように、国の行政機関の個人情報に関する法律ができておりますので、それを1年間つめて、整合性をとるといいますが、見比べながら、それに準じた手作業処理に係る情報に応じた保護条例というものをつくっていきたくと思っています。ほかの各地方公共団体も同じ状況にありますので、それらの情報を今、収集するとともに、庁内の関係部局ともよく調整をしながら、総括的な保護の条例の制定に向けて検討していきたいと思っています。

斎藤(博)委員

あえて再質問はしなかったのですが、私は代表質問の中でも、2定でのやりとりを踏まえて、小樽市では、全庁的な情報保護対策と、個人情報の限定化、もっと言うと、住基ネット2次稼働を意識した部分について質問していたのですが、本会議では、前段の全庁的な部分についてのお考えを繰り返してお聞かせいただいているのです。私は、その認識として違うという押さえもあるものですから、住基ネットが本格稼働する中で、小樽市の特に住民の四つのデータを含めた個人情報保護条例について、どういうふうにお考えなのかということをお聞ひしているのですよ。では、改めて今日答えていただきたいと思います。

市民部長

住基ネットの条例の関係でございますけれども、住基ネットの法整備がされて、その中で利用の制限、それから

目的を限定した中で、秘密の保持に関する部分、罰則規定を定めまして、この住基ネットが稼働しているということです。そういうものを踏まえて、小樽市として、要綱を昨年8月5日に制定しまして、現在、稼働してございます。それから個人情報保護という観点から、市民がご心配される向きもあり、こういう部分でも万全を期しておりますので、当面はこういった関係の要綱で管理しております。

まだ新しい全国共通のシステムでございますので、心配な向きもございまして、常にシステムの点検作業を加えて、今後とも市民の大切な個人情報を守るということを基本に事業を進めてまいりたいと考えております。

斎藤(博)委員

今、ありますのは、もともとは平成2年につくられている条例でして、平成12年に改定されている、いわゆる小樽市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例ですけれども、なぜ今回、あえて個人情報を私が繰り返しお願いしているかということ、この条例でいうと、目的が小樽市が保有する電子計算機処理に係る個人情報の適正な取扱いと書いてあります。私がお願いしている個人情報保護条例というのは、市民の権利として、自分の個人情報をどういう形でおさめられてられているのか、開示してもらいたいとか、間違っているのであれば訂正してもらいたいとか、場合によっては削除してもらいたい、こういった権利をきちんと認めたものとして、個人情報保護条例というのではないですかと言っているのです。ですから、その目的が、ちょっと違うのではないかなと思うのですけれども、その辺についていかがですか。

市民部長

今、小樽市民全体の個人情報保護条例というご質問でございますけれども、ただいま総務課長がお答えしたように、全庁的な個人情報として、それは手作業に係る部分のこともありますので、そういう意味で、現在、検討しております。

市民部の方の住基ネットでございますけれども、これについては、まだ新しいシステムでございます。そういった面では、条例を制定する情勢もあり、道内では旭川市が住基のための条例を制定し、全国的にも何自治体かは制定してございます。ただいまの委員のご指摘等も含めた中で、先ほどの繰り返しになりますけれども、まだ新しく導入されたシステムでございますので、条例が必要なかどうか、こういったものもきちんと見極めて、今後、取組はしてまいりたいと考えております。

斎藤(博)委員

2定から時間もたっていませんので、こういう考えだということでもやむをえないかなとも思うのですけれども、ただ小樽市の検討していく方向ということでは、私が言っているのは、既存の小樽市が所有している情報を、手作業の部分も含めて、処理の部分も含めて対応していくのだという考えと、住基ネットにかかわる個人情報を分けていくというのは、ほかの市とは違っているものですから、小樽市はどちらの方向を選ぶのかということについては決めてもらわないと、従来のものでやるというのなら、それでもいいというか、私は不満ですけれども、そこで議論しようということになりますし、別のものをつくるのであるというのであれば、どういったものを新しく作るのかという観点で議論したいと思うのです。ですから、前回から今回も答えていただいているのは、それも含めて、どうも方針がどっちを向こうとしているのかなという部分が、いまいわからない。それが検討中だということなのかもしれませんけれども、ただそのところで検討されていても、中身の議論になりませんので、できましたら一定の方向性というものを示していただけないのかなと思います。

(総務)総務課長

私、今、申し上げましたのは、市民部で調整しておりますのは、住基ネットに関する個人情報の保護の観点と、もうひとつは、電子計算機処理に係るために文書整理、マニュアル整理を加えたこういうものの保護をしていく、基本的にはこういうことを考えようということです。それで、住基ネット以外のものにつきましては、委員が先ほどちょっとおっしゃいましたように、一般市民の方から開示せよとか、訂正せよとか、そんな要求があったときの

対処方法ですとか、あるいは罰則ですとか、こういうものは国の行政機関の関係の保護の法律でもうたわれておりますので、そういうものを取り込んだ上で、整備していくことになると思います。それともう一つの住基ネットにつきましても、ただいま部長の方からも答弁がありましたように、基本的には法令なり、要綱があってやっておりますけれども、実際、旭川市などでも条例を制定されておりますので、その辺もあわせて検討課題にはしていきたいとは思っています。

斎藤(博)委員

次の場面では、要綱等について改めて議論させてもらうということで、次の案件に入りたいと思います。

保育所の待機児問題について

これも代表質問で質問させていただきまして、答弁はいただいているわけなのですが、市内の保育所における待機児の問題について、その対策について何点かお尋ねしていきたいと思います。

まず最初に、現行の制度なりを活用しながらやっているのだということについては、理解しているつもりなのですが、改めて、まず待機児を解消する対策として、小樽市がとっている歳児別枠の柔軟な対応、それから保育所ごとの定数の枠外保育をいつからやってきたのか、お聞かせいただきたいと思います。

(福祉)児童家庭課長

歳児別、それから定数を超える受入れの対応ですが、記憶がはっきりしないのですが、相当昔からといったらおかしいですが、例えば保護者の方が急に病気になったとか、そういった緊急入所というのは、定数にこだわらず受け入れてきたと考えております。今、手元の資料にある中では、年度当初から定数を超えて入れるということについては、けっこう厳しい枠があったと記憶しておりますけれども、年度途中の受入れについては、昭和57年からおおむね10パーセント程度の受入れが可能になったと。その後、全国的な待機児等との関連もあると思いますが、平成13年の段階で、年度途中については、上限25パーセントまで受入れが可能というような形になっております。

斎藤(博)委員

厚生労働省が規制を緩和するといった動きをしてきたことについて、小樽市のシステムとして、待機児を解消するために歳児別の枠を柔軟にする、それから保育所の定数を柔軟にするというのは、そんなにも古い話ではないような気がするのですが、わかりませんか。

(福祉)児童家庭課長

ちょっと古い資料を見なければならぬのですが、現状は、各保育所の定数を超える受入れの基準、あるいは歳児別の定数を超えて子どもを受け入れた場合の人員配置等の基準については、平成13年に整理をし、つくったものに基づいて行っております。

福祉部次長

今、児童家庭課長が答えたのは、公立の方の入所についてということで整理しておりますけれども、民間の認可保育所については、本当に相当以前から、枠外入所を受け入れていると認識しておりますので、今、ここに資料がありませんのでわかりませんが、相当古い話だと思っております。

斎藤(博)委員

あらかじめお願いしていればよかったかなとも思うのですが、実際、今も市内の保育所では、歳児別なり枠外の対応をしていると思うのですが、例えば9月1日現在、待機児もいるわけなのですが、この枠外対応なり、歳児別を柔軟に対応することによって、何人の子どもが入所可能になっているのか。例えば去年1年間を見たとき、どうなのか。さかのぼっていけるものなら、さかのぼって教えていただきたい。

(福祉)児童家庭課長

去年の状況だけしか数字は持ち合わせていないのですが、代表質問の中でも、市長からお答えしていますけれ

ども、今年度について言いますと、実は4月当初から、定数ほぼいっぱいという状況でスタートいたしました。もちろんそれ以降も、入所希望がどんどん出てきますし、それぞれの事情で退所するお子さんもいらっしゃいます。そういった中で、4月1日以降、それから9月1日の入所決定までの中では、155名の子どもを受け入れております。

齋藤(博)委員

今のお答えは、それぞれの保育所が、相当苦勞をしているということ踏まえて、1,500名という枠に、枠外なり、そういったところで、1割近い子どもが実際入っているということだと思っております。これは市立の保育所の場合は、ずいぶん長い間、こういう枠外対応が繰り返されて、待機児の解消を図ってきただろうというふうに思っているのです。それを踏まえて、お聞きしたいのですけれども、もともと厚生労働省のこういう枠外での対応については、やることについては、いろんな事情はあったのでしょけれども、緊急避難措置というような認識で、この制度を動かしていると理解しているわけなのです。けれども、民間のご努力というのは、公立よりもずっと前から行われているというように、今、お話しされておりますので、そういった意味からすると、もうこの制度というのは、緊急避難的にやっているという段階を超えているのではないかとこのように思うわけなので、そういった時間的に見て、この制度についての見解をお聞きしたいと思うのですけれども。

(福祉)児童家庭課長

本会議での答弁と重複してしまうと思うのですが、一つには、今年度の待機児数が、実は昨年あるいは13年と比べまして、4月当初の段階でも2.5倍、極めて多い数になっているのは事実であります。ただこの数字が、本年度の一過性のものなのか、あるいは今後も含めて、こういう状態が相当続いていくのか。また、一方では、小樽市内のゼロ歳児と5歳児とを比べると、今年の3月末の数字ですけれども、100名を超えてゼロ歳児が減っているといった状況も踏まえまして、この大量に待機児を抱えるという現状が固定化されていくものかどうなのか、もう少し推移を見たいと考えております。

齋藤(博)委員

待機児の状態ではなくて、こういうシステムを動かしているという、要するに緊急避難措置ではないのか。それがもう続いているのではないのかということをお尋ねしているのであって、待機児が年度末に向けて相当数発生しているという事実は、もう事実としてあるわけですから。そういう事実を前にしながら、小樽市としては、歳児別なり、枠外での対応ということで、やっている。それもよく頑張ってくれたと思うわけなのですけれども、それでも待機児がいるという問題と、それがもうけっこう長い時間がたっているのではないですかということをお尋ねしているわけですよ。要するに、緊急避難的なシステムとしてではなくて、恒常化しているものとして、この枠外なり、歳児別の運用というのが行われているのではないかとお尋ねしているのです。

福祉部次長

確かに、ここ何年かは待機児が発生しておりますけれども、景気が悪いというような要因でなっているのかなと思っています。平成7、8年ぐらいには、相当あきが出て、定数を減らしてきているという状況もございますので、今、子どもが減っている状況を含めて、これがどのぐらいこういう形で推移するのか、もう少し見たいという気はしているところでございます。

齋藤(博)委員

緊急避難の話は、またやります。

かつて小樽市は定員割れ、定数割れを理由に、保育所の定数の見直しというのを続けた時期があります。そのときには、過去5年間の子どもの入所状況のデータを基に、過去5年間の実績で、待機児が発生しないような保育所をつくるということで、定数の見直しをやってきたと記憶しているわけなのです。ですから、当時は、要するに過去5年間、子どもの数が超えなかったのだから、少なくともこれだけに削っても、将来5年間ぐらいは待機児が出ないだろうと、そういう予想なり見込みで、今、おっしゃっているように、小樽の場合、人口も減ってきた、子ども

もの数も減ってきたという中で、保育所の定数の見直しをやった経過はあると思うのです。これはあくまでも柔軟なものでなくて、恒常的に待機児が発生するようなことがあれば、当然定数の見直しというのは、下がるだけが見直しでなくて、上がるときもありうるのだということを前提に見直しをしていますし、たぶん当時の議会なりで、そういった説明をして、定数の削減は進められてきたのだらうと思っているわけなのです。そうした中で、今、待機児がもう50人も60人もいます。そして、こういった状態、さらには柔軟な子どもを受け入れるような制度を導入して補強しているにもかかわらず、待機児が出ているのだということについて、どう考えているのか。

(福祉) 児童家庭課長

以前の経過から含めてご指摘があった部分は、そのとおりだろうというふうに認識をしております。それで、これは市といたしましても、当時、定数を削減した部分について、一切動かさないのだという考え方ではありません。ご承知のとおり、平成13年度に銭函保育所で15増やして、1月と4月に2回増やしておりますし、赤岩と高島の統合も含めて、一部定数を増やしてきたという意味では、13年度、14年度と増やしながらか、今年15年度を迎えていると。これは民間の保育所についても、大幅な数字ではないですけれども、ご努力はいただいているという部分はあります。ですから、今後も、今のを固定するという意味ではないのですけれども、一方では、そういった形で増やしてきた経過も踏まえながら、今後の見通しというか、今年の状況は一過性のものか、固定的なものか、見極めていく必要があるだろうと考えているところであります。

斎藤(博)委員

そうなのですよね。銭函は確かに定数を見直して、元の定数、これは当然建物の限界とかありますので、そこまで戻しているわけなのです。改めてお聞きしたいのですけれども、なぜ銭函はこの時期に定数の見直しをしたのだと。なぜほかの保育所と同じような対応をしないで、銭函に関しては定数の見直しをやったのでしょうか。

福祉部次長

銭函については、公立の銭函保育所しか認可保育所がないという状況の中で、市街地の方に行くと、民間を含めていろんな保育所があるものですから、それで対応できる部分もあって、今、現実の枠外入所の対応をしているのですが、ちょっと言いにくいことなのですが、なかなか銭函の公立の保育所については、枠外入所の実施をできなかった、定数を変えた時代には、まだそういう緊急避難的なこと以外の枠外入所ができなかったということで、定数を変えて対応してきたという経過がございます。

斎藤(博)委員

次長のおっしゃられることはわかるのです。ただ可能なのだということは、まず確認していただきたいと思うのです。時代が変わっているというのは、ご指摘のとおり、私立も含めて受け止めてはいきたいと思うのですけれども、そういった中で、枠外入所を柔軟にやっっていこうということで、今、始めているわけです。だから、枠外入所をやるということは、決して定数の見直しを一切やらないということにはならないと、私は理解しています。枠外をやらないと決めていた時代には、定数の見直しをやりました。その後、保育ニーズが高まる中で、いろいろなところで話し合った結果、枠外もやりました。けれども、さらに待機児が出ているのですというのが、今の経過だと思うのです。そういった中で、先ほど来こだわって申しわけないと思うのですけれども、そういった経過を含めても、今の枠外の対応というのは、緊急的な措置としての役割を超えて、恒常的な子どもを受け入れる制度になってしまっているのではないかということについて、もう一度だけ、お聞かせいただきたいと思います。

福祉部次長

保育所の枠外入所ということですが、あくまでも保育に関しては、国の示した最低基準がございまして、その基準を守った上での入所ということで、入れるからいくらでも入れるということではございまして、25パーセントなり、15パーセントといろんな枠があるのですが、その枠についても、最低基準を守れて初めてそういう枠で入れられるということで対応しているところです。あくまでも将来見通しといいますが、経済状況等によって、

入所の状況が変わってくるという要素もあるものですから、恐らく様子を見る期間が、少し長いのではないかと
うご指摘だろと思うのですが、そういうことで柔軟に対応をしているということで、先ほどからも答弁している
ように、もう少し見極める時間が欲しいというのが、私どもの実情でございます。

斎藤(博)委員

厚生労働省の考え方というのは、なかなか現場では了解できない部分もたくさんあるのですけれども、厚生労働
省すら、枠外の導入に対して、一定期間これが続くのであれば、制度的な見直しをするべきだという、私らでいう
と、これはあくまでも緊急的な措置だから、これが続くのであれば、やはり条例を見直して、定数を見直すべきだ
というふうに指導している、そういう基準があるはずなのですよ。その辺について、どのように理解していますか。

(福祉)児童家庭課長

市立であろうが、民間であろうが、認可保育所が、すべてに当てはまる内容になるわけですが、厚生労働省の基
本的な枠外の考え方としては、定数を20パーセント超えて、つまり120パーセントということなのですが、その状態
が3年間継続する場合は定数を改善しなさい、定数を増やしなさいという一つの基準が示されております。

斎藤(博)委員

先ほど来の議論で、一部の方は気づいていると思うのですけれども、小樽市の今の公立・民間を含めて120パー
セントになるというのは、極めて難しいことだと理解しています。厚生労働省が言っているのは、数字的には120パー
セントを3年続けるのであれば、それはもう定数を見直しなさいと、そういうことだと思うのですけれども、先ほ
ど、次長からお答えがあったように、小樽市の例えば歳児別をいくら柔軟にしても、物には限度がある中では、
春だけ入れていくということにはならないで、その120というのは一つの壁になっているというふうに思うわけなの
です。そういうのはわかっているのですけれども、厚生労働省ですら、120パーセントが3年続くのであれば、条例
を改正して、定数を見直しなさいと言っている趣旨というのは、あくまでもこの枠外の対応というのは、緊急避難
措置なのだということから、一定の定数を見直すための指針を置いているのだというふうに、私は理解しています。
そういった意味で、現状については、120パーセントになっていません。ただ3年という部分については、じゅうぶ
んに超えている状態が続いているわけです。そういったことを考えたときに、小樽市の保育所の中では、従来の定
数を満たしていない、定数を直したままの状態、枠外の運用をしている保育所があるわけですから、改めて、こ
こで定数の見直しについて、踏み込んだ考え方を示していただきたいと思うのですが、もう一度答弁をお願いし
たいと思います。

福祉部次長

定数の見直しということなのですが、公立だけの話で言いますと、だいたい100パーセントぐらい、ぎりぎりぐら
いで毎年推移しているのかなというふうに思っています。民間の方がどちらかというと、枠外で多く入れている状
況ですので、定数の変更になると、民間の認可保育所の意向ということもございまして、それらを含めて、いろ
いろ検討していかなければだめなのかなと思っています。

斎藤(博)委員

これで今日はやめますけれども、やはり何回も議論することになるだろうと思うのです。待機児の問題というの
は、確かに一過性なのです。自分の子どもが大きくなってしまうと、待機児の問題というのは終わっていくわけな
のですけれども、逆に入れられない子どもなり、親から見ると、入れないときに生まれた子どもというのは、一生涯保
育所に入れなかったということで終わっていくわけですから、待機児の問題というのは、そういうふうに考えてい
ただきたいなと思います。

先ほど市長の方からも、幼保一元化に基づく活用、特区のことをおっしゃっているのだらうと思うのですけれど
も、いろいろな工夫はしていかなければならないと思うのですが、小樽市で幼保一元化の特区をつくるより枠を見
直す方が、はるかに現実的に可能ではないかと私は思うので、ぜひそういった方向での検討についての考えをお願

いしたいと思います。

市長

先ほど特区の絡みでちょっとはしりましたのですけれども、待機児がいて、新たな保育所をつくることは大変なことです。先ほど申し上げましたのは、幼保一元化ということで、特区を認められているまちもありますので、それはそれとして、小樽でもある幼稚園では、無認可で子どもを預かっているという例も聞いたものですから、それでは幼稚園の定数割れを起こしているところで、せめて4歳児、5歳児ぐらいの子どもを保育所がわりに預かってもらえないのかなと、そういう工夫も何かできないのかなという感じで申し上げました。これはすべて特区ということではなくて、それぞれ幼稚園の事情があるでしょうから、個々の幼稚園に当たってみて、可能であればそんなことも検討すべきではないのかなと、待機児を解消するために、それも必要ではないのかなということでも申し上げましたので、ご理解のほどお願いします。

定数の問題ですが非常に難しい複雑な問題ですので、これからじゅうぶん検討させていただきます。

委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結し、れいめいの会に移します。

大橋委員

全学校の授業一斉公開について

まず一般質問の部分で、もう一度聞きたいことを簡単に聞きます。

教育委員会で、市内全学校の授業の一斉一般公開ができないだろうかという質問をいたしました。現在、小樽市において授業公開をしている学校は、小学校、中学校で何校ありますか。

(学教)指導室長

授業公開のお尋ねでございますが、すべての学校で、授業参観については行っているところでございます。それぞれの学校の事情はございますが、小学校でおおむね5回程度、中学校で2.4回程度実施をしているところでございます。

大橋委員

ちょっと質問とずれがあるのだけれども、小学校で5回程度というのは、全校の参観日を1年間に5回やっているという意味ですか。

(学教)指導室長

実際、参観日につきましては、各学校それぞれ回数はばらけてはございますが、平均しますと、小学校の場合は、予定も含まれますが、今年度の場合では5.6回と調査では出てございます。

大橋委員

父母に対する授業参観ということで、これが地域の人に対してもどうぞ来てくださいますか、そういうところまでは進んでいますでしょうか。

(学教)指導室長

その部分につきましては、実はまだ調査をしてはございませんが、例えば学校だよりなど、町内会を通して地域の皆さんにお知らせをしてというのが出てきてございますので、そのような開かれた学校という観点から、私もといたしましては、授業の公開についても、検討をいただきたいと考えてございます。

大橋委員

まだ検討をいただきたいという状態でありますから、学校へ働きかけをしていかなければならない部分がたくさんあるのだらうと思います。そういうふうな全校の授業を全市的に一斉に、一般の人も含めて公開できる、そういうような努力をするわけですから、実現するための目標年度は何年ぐらいと考えていますか。

(学教)指導室長

今後でございますけれども、まず校長会とも話し合いをしながら、教育問題懇話会等の機会をとらえ、ご意見をお伺いしながら、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

大橋委員

質問は、その検討を進めるということからもう一步進んで、目標年度を聞いたのです。

(学教)指導室長

各校長の考えを聞きながら、その中で、今後、予定みたいなものを立てていきたいと考えてございますので、年次についての明示は差し控えさせていただきたいと考えてございます。

大橋委員

学校の式典時における国歌演奏について

学校の式典における国歌の演奏のことなのですが、出席していて、あれと思う部分があったので、お聞きします。演奏テープの購入については、どういうふうになっているのでしょうか。学校が買うのですか。

(学教)指導室長

各学校におきまして、CDやテープなどの購入が進められているところでございます。なお、学校から、CDなどについて分けていただきたいという要望がございました場合には、お分けをしている例もございます。

大橋委員

それでは、学校からの要望で分けている場合に、演奏曲のみのテープを分けているのか、それとも合唱の入ったテープを分けているのか。

(学教)指導室長

内容でございますが、歌詞入りと、それから伴奏のみと、二つセットでお分けをしているところでございます。

大橋委員

わかりました。二つセットということは、逆に言うと、各学校で、伴奏だけでも歌詞を入れて合唱したものでもいいということになるのですけれども、せっかく国歌演奏が定着しつつあるという回答ですから、やはりそういうものは実のあるものにしていただきたいという部分があります。ということは、卒業式で、一部の校長先生から、けっきょく演奏はできるようになったけれども、児童には教えていないから、児童は歌えませんと、そういうことがありました。それで、その後、PTAの役員とかは歌ったわけなのですけれども、ただいきなり演奏がぼんと流れてきて、それに合わせて、父母・役員が歌うということは、至難のわざであります。そういうのがありますと、むしろ聞いている方がおかしいようなことになってしまうのです。そこにおいて、きちんと子どもたちに教えていないというのだと。また、きちんと子どもたちに、これが国歌だよという認識をさせることも目的のはずです。そうすると、原則として、演奏だけではなくて、歌詞入りのもので男声合唱の音が流れる、そこまで指導しないと意味がないと思いますけれども、いかがでしょうか。

(学教)指導室長

例えば卒業式での伴奏として流す内容でございますが、各学校の条件はそれぞれ違いますので、その状況を一番ご存じである校長の判断によりまして、流していただければというふうに考えてはございます。

大橋委員

校長の判断で流していただければというのは、今までの状況でわかっています。だから、そこにおいて、私の要望として、そういう歌詞入りということ、きちんと指導して行ってほしいということなのです。

学校教育部長

貴重な意見、どうもありがとうございます。本来、国歌「君が代」は、最終的にでございますが、ピアノ等の伴奏でというのが本来の姿でございます。そのプロセスとして、今、大橋委員がおっしゃいましたように、歌詞入り

で当分指導していただき、それが仕上がる段階になりましたら、最終的には歌詞がなくても、ピアノと同じような状況でというのは本来の姿であると思いますので、今、おっしゃったことを参考にしながら、今後私ども指導に努めてまいりたいと思います。

大橋委員

土曜・日曜等の窓口開設について

一般質問で、土曜・日曜・休日に市民サービスの窓口を開いてほしいという要望をしました。それに対しては、費用、人員配置等から難しいという回答をいただきました。今までしていないわけですから、まして財政難ですから、難しいのはよくわかります。その上で、あえてお尋ねしますが、費用面から難しいというのは、費用がどういう形でかかるというふうに、また、どのくらいかかるというふうに考えていますでしょうか。

市民部次長

土・日の窓口開設につきまして、人員の配置、警備の関係から難しいというお答えをさせていただきましたけれども、費用の面からいきますと、職員が土・日に出勤するということになりまると、通常であれば時間外勤務手当を支払わなければならないということであろうと思います。正確な金額は出しておりませんが、窓口の独自開設ということで、相当な時間外勤務手当を支給しなければならないだろう、そういう費用の面ではあるかというふうに思います。

大橋委員

機械を立ち上げる、機械を動かす、そちらの方の費用は別に大したことがないということですか。

市民部次長

端末の立ち上げにつきましては、情報システム課のキーを立ち上げて、そして担当の端末を立ち上げることになると思いますので、その立ち上げに関して、光熱水費以外に経費がかかるという問題はないのですけれども、やはりそれを操作して立ち上げる人員を配置しなければなりません。問題はそういうところでございます。

大橋委員

経費の部分で、当然時間外というような形の考え方でいけば、とても実行できることではないと思います。今、各地で、市長や町長の目玉というか、市民サービスの目玉、そういうのはいろいろ打ち出されていますけれども、その中には、土・日に市民サービス、市役所はいつでもサービスできますよという体制づくりをしています。そういうところの中には、時間外勤務だとか、そういうような形ではなくて、勤務時間のやりくり、時間外ではない形での取組をすることによって、実現しているわけですよ。だから、そこまで考えないとできないと思いますが、いかがでしょうか。

市民部次長

初めにお話があったのが、費用の面では一般的には土・日に出勤して時間外手当がかかってくるということです。今、お話のありましたことは、要するに土・日に出勤するということで、ローテーションを組んで、平日に土・日の分を休んで、そういう交代をしながら、土・日に出勤しようということだと思います。戸籍住民課と、市民の皆さんに公平なサービスということで3サービスセンターで、住民票の写し等の交付、窓口業務に当たっているのですけれども、昼休みも絶えず閉鎖しないであけております。最近の傾向なのですけれども、市民の方もなかなか勤務中に窓口に来づらいということで、昼休みのお客さんがたいへん多くなっております。そういったことで、戸籍住民課を例をとりますと、受け付ける人、端末を操作する人、そしてそれをレジで交付する人、そういうふうに分散していきますので、絶えず昼休みも五、六名の人員を配置しなければならない。そして、昼休み45分間の休憩をとらなければならない。そういう人員を配置しなければならない。これは戸籍住民課もそうですし、サービスセンターも、一番つらいところでは3名体制だとかそういう形でやっているわけです。

ですから、そういう人員を平日休ませて、なおかつ昼休みも開設するのだということになると、今の人員ではほ

とんどできない。今の人員ではぎりぎりの最低の人員で、土・日に開設し、休みのローテーションを組むとなると、さらなる人員を配置していかなければとても難しい状況にあることもご理解願いたいと思います。

大橋委員

戸籍住民課が忙しいのは、見ていてよくわかります。本当に大変だなと思っています。この問題のみならず、昨日、佐藤議員の方から出ていましたように、グループ制だとかそういう形での機構改革、そんな中で考えていただきたいと思います。

整理回収機構の土地問題について

いわゆる拓銀破たんに伴う整理回収機構の問題なのですが、整理回収機構の方から、小樽市民に対して手紙が来ています。「破たん金融機関等から譲り受けた不動産の管理処分を行っています。表示した物件の処分を検討していますが、本物件に隣接しているあなたにおいて、弊社所有の当該物件を購入する意思があるかどうか、質問状を送ります。もし購入の意思がないときは第三者へ売却し、売却後は物件に関する一切の事項の交渉先は新所有者となります」と、そういう手紙が送られてきています。まずこういう手紙が送られたことを、それから整理回収機構が拓銀の所有していた土地について買ってこれという動き、市も知っていると思うのですが、そういうことについての程度ご存じでしょうか。

(土木)管理課長

整理回収機構が拓銀から引き受けた、いわゆる一般の土地について道路として使われているものについて、小樽市の方に譲渡したいと、こういうお話が来たのは、1年以上前だというふうに聞いております。土木部として管理ができる、いわゆる道路形態などかいろいろな要素を含めて、40筆ぐらいありましたが、土木部として、整理回収機構に回答したところでございます。その後、全体でなくて、一部分しか土木部としては道路として譲与を受けなかったということで、残りの部分たくさんあるわけですが、整理回収機構の方で、残りの部分についても、いろいろと何度か土木部の方に、あるいは水道局ですとか、いろいろなところに、譲渡の希望の話があったとも聞いております。また、譲渡を受けなかった場合について、残った土地をどうするかというお話も実際に担当者と話したこともありまして、その中で、その道路を利用されている住民の方に売却する、あるいは売却もかなわない場合については、第三者に売るという話も聞いたことはございます。ただ実際に、整理回収機構の方から、それぞれの地先の方に、文書でご案内を差し上げたというのも一、二件、その文書を受けた方が土木部の方にご相談に来た経過もありますが、その手順については押さえておりません。

大橋委員

宅地としてまとまったものは、もうそこに工事が始まっているところもあります。今、私が問題にしているのは、その道路に面したという部分であります。つまり私道です。具体的に言いますと、拓銀が持っていた丘を一つ分譲して、そのときに真ん中の道路は今、市道になっています。だけど、そこから入るわき道は私道という形で、これはだれも買えませんでしたから、ずっと拓銀の所有になっていたのです。昭和40年代に分譲して、そのまま大丈夫だったのですけれども、今回買いませんかという話しが来ました。地域の方はみな買えませんが、そういう返答をしました。そうしましたら、一部の人にだけ、今度、札幌の不動産業者が来まして、その土地を買いなさいという交渉をしたわけです。道路として、両側がつながっている道路に面している人が買いませんと言ったときには、業者は来ていません。袋小路に面した人にだけ業者が来て、この土地を買い取らないと、あなたたちはもうこの小路に入れないよと、そういう話をしているものですから、地域からどうしたらいいのだろうという相談が来ています。そのことについてはどうでしょうか。

(建都)建築指導課長

私道のご質問ですが、建築基準法から申し上げますと、いろいろと条件がありまして、2メートル以上敷地が道路に接していなければならないとか、それから防災上の問題があって、通行の安定を図るだとかそういったもので、

ご質問とずれるかもわかりませんが、私道であっても、そういった形で、将来的にその土地所有者が通行のところに障害物等を打ったり、置いたり、そういったたぐいのものについては、私ども行政としては指導しなければならないと考えております。ちょっと議員の質問の趣旨と違っているかとは思いますが、基準法上でいきますと、そういった道路の扱いについては、やはり将来ずっと確保していかなければならないとは考えております。

大橋委員

この問題を抱えている人たちは、一軒家を持った70代後半、80代の高齢者の人たちなのです。不動産業者から何回も、あなたこれ買わないとくい打ちして通れないよとか、そんなふうに言われているケースが出てき始めています。お聞きしておきたいのは、空き地があり、家があり、その横を袋小路の奥の人は通行していた場合に、そこに家が建ったり、家を建替えしたりして、地主の人が通させないよと言っても、通行する権利というのは従来からあったと思うのです。だから、それと同じで、今まで通行しているわけですから、私がこの道路を買ったから、くい打って通さないよということは、できないのではないかというふうに思っているのですけれども、それは、どうなのでしょう。

(建都)建築指導課長

本来的には、私的権利という形になって、民法上の関係も入ってくるとは思いますけれども、地主がかわったからといいますが、道路としての効力がまずある。それからまた、いろいろと道路に対しての規制もあるわけですから、道路の所有関係がかわったということでは変動を来すものではない。将来的にも、そういった私道、いわゆる基準法上扱っている道路については、行政としてはやはり守っていかなければならないだろう。したがって、新土地所有者が、もしそういった行為をするのであれば、やった時点で指導に入るとは考えております。

大橋委員

袋小路とか、そういうところだけをねらい打ちしていますので、ちょっと悪質な商法だなと感じています。これからまた、何かありましたら、よろしくをお願いします。

委員長

れいめいの会の質疑を終結し、市民クラブに移します。

森井委員

海に関する問題について

最初に、提出した1枚目の写真を見ていただきたいのですが、これは銭函の砂浜のある場所です。写真ではこういう形でおさめられないのですが、私が見ている限り、星置川より札幌寄りには、このような状況が多々あります。砂粒よりもごみの数の方が多いのではないかと考えるぐらいの量があります。実際、私が把握している限り、このごみの苦情を受けて、市の方から道の方に依頼して撤収してもらったというようなお話は聞いたことはないですし、道の方から自主的に処理をしたというようなお話も、私としては聞いたことがありません。では、このごみは毎年どうなるかというと、冬になると北風が入りますし、波が上がり、このごみは常々海へさらわれていきます。このごみが結果的に、漁をしている方々が被害をこうむったりしなければ、この現状を解決できないのかということが、自分としてはショックというか、そうなる前に対応する必要があるのではないかというのが、まず個人的な自分の考えです。現状を把握していただきたく、まずこの写真を提出させていただきました。

もう一つの現状を把握していただきたいのですが、昨年度の水難事故についてなのですが、北海道における水難事故の数なのですが、消防の方で調べていただきまして、都道府県別での水難事故の数なのですが、一番多いのは東京都502件、2番目が神奈川県222件、その次に北海道が多く、199件になります。これは水難に限った北海道における事故の数です。また、平成14年度の都道府県別の水難事故における死者・行方不明者数、これは警察の方の資料なのですが、一番多いところが神奈川県28件、その次が新潟県26件、その次が静岡県と並んで北海

道の23件になります。23名の方が亡くなったというような状況です。北海道が全国でワースト3に入るほど事故が多い中で、ではそのプレジャーボートによる水難の事故が、北海道の一番どこが多いかということ、これは小樽市の中から観光事業課とか水産課の方が参加している石狩湾安全対策連絡会議というのが海上保安部で行われているのですが、このときに配られた資料です。こちらの方に、市町村の名前が書いてあるのですが、小樽市が断トツで多い20件です。これは平成10年度から14年度にかけて、夏の期間、7月、8月中で事故が起きた件数です。2番目が函館、室蘭の7件で、小樽は20件と断トツに多いです。また、マリンレジャーの事故に関しても同じように、このマークで記されているのですが、小樽が断トツに多い160件で一番です。次に多いところがやっぱり函館、室蘭で12件と、5倍、ほかの地域よりも多い。北海道の中で、一番事故の発生率が高いのは小樽であるということは、この資料からわかるかと思います。私はとりあえずこの現状に関して、まず市長に感想を述べていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

市長

どういうふうにお答えしたらいいか、ちょっとわかりませんが、やはり一つは、昨日もお話ししましたけれども、小樽市の海岸というのは、行政区域の端から端まで全部海岸であると。道央圏に250万人以上の方がいますから、その250万人の中でも、いろんな方がいらっしゃいますから、マリンレジャーに興味を持っている方がたくさんいるのかなと。したがって、そういうレジャーを楽しむ方が、よその地域よりも多いのかなと。要するに、こういう海岸線の環境と、そういうスポーツに興味を持っている方がたくさんいるのかなと。したがってその比率によって、事故も多いのかなという感じはしています。

森井委員

今、市長がおっしゃったとおりだと思います。つまり北海道の中で、道央圏で海岸線を所有している小樽というのは、それだけ人の出入りがとても多いということになるかと思います。特に、今のマリンレジャーのニーズというか、多種多様ですごく幅広くなってきて、水上バイクの問題がよく取り上げられたりもするのですが、それだけではなく、海水温がこれだけ低い中でも、サーフィンやウインドサーフィン、ほかにもカイトサーフィン、釣り、その他いろいろな方々が海を利用される機会が多い。しかしながら、私自身が把握している中では、銭函の海岸においての対応というのは、基本的には、現時点ではないです。昨年度、事故が多発しました水上バイクの事故に関しては、小樽の沖でも多く起こりましたし、サロマ湖の方で、自衛隊の方々が亡くなったりというような事故もありました。それらの事故を踏まえた中で、北海道において、「プレジャーボート等の事故防止等に関する条例」が、来年度より施行されることになった模様です。その中に、私自身が目を向けているのが、知事がその水域利用調整区域を設けることができると、簡単に言えば、利用者にこの場所は禁止しましょうとか、そんなような限定をすることができるというような内容のものです。これは北海道全域ですから、知事が自分自身で目を向けて、この場所をどうしようというお話にはならないと思います。では、どうしなければいけないかということ、やはり一番身近な市町村が海岸線に目を向けて、今後、その海岸線の在り方を示して、北海道に伝えていかなければいけない。私自身も水上バイクももちろん乗りますし、波乗りも行きます。多種多様なニーズがある分、例えば水上バイクとウインドサーフィンがぶつかる、また、素潜りされている方と水上バイクの方がぶつかるとか、そのような出来事が起こり得ているわけですから、ぜひこの条例を利用して、今後の小樽の海岸線の在り方を考えていただきたいと思っています。特に、今、市長がおっしゃったように、それだけの人たちが小樽の海を利用していると、これだけのたくさんの方々が利用しているということも踏まえて考えていただきたいと思いますが、どちらの所管とも言いがたいので、こちらに関して市長からお願いしたいのですが。

市長

さっき言い忘れましたけれども、銭函海岸にサーフィンというのですか、サーフボードというのですか。真冬でも乗っている。あれにはびっくりします。電車に乗っていて、皆さんびっくりして見ているぐらいで、考えられな

いですよね、真冬の海というのは、ハワイの波で乗るのが普通ではないのかと思うのですが、真冬に乗っているのに、事故が起きて当然ではないのかなという感じがしますよね。ですから、そういう規制はある程度していかないと、いくら自由な社会だといったって、ちょっと無責任ではないのかなという感じを受けています。海域利用をどうするかという問題は、これから議論になっていくのだらうと思いますけれども、これは行政だけで決められる話でもないし、利用者の皆さんとよく協議して、例えばマリノウエーブからも話が来ているみたいですが、そういう中で、進めていくべき問題ではないのかなというふうに思います。

森井委員

ぜひ進めていただきたいと思っております。特に規制だけではなく、今後、どう利用できるようにするのか、やはりだめだめで行ってしまえば、別な所にただ移っていくだけで、結果的にどちらかで同じ問題が発生すると思っておりますので、そういうことが共有できるようなエリアを、市としても考えていただきたいと思っております。

それに伴ってなのですが、議会の中で、斉藤陽一良議員だったと思うのですが、蘭島川における「水辺の楽校」についてのお話があったと思います。今の写真のとおり、実際、市民の方々が、モラル的にも、又事故に対しての知識が薄いという部分もありますので、「水辺の楽校」だけではなく、今は海に関する自然体験、又はそういうプログラム等も、かなりできてきております。教育委員会への要望に近いのですが、そのような講習等を、今、総合学習、又は道徳、それぞれの学校の先生方が何をすべきかということを探しているというお話から、こういう事故について考えるというのは、命について、心についても育つと思っておりますし、ごみについてとか、環境についても考える、自然体験プログラムみたいなものを、もちろん海だけではないのですが、海に関しても取り入れていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(社教)社会教育課長

ただいまの蘭島川「水辺の楽校」の海版といいますか、そういったご提案でございました。昨年度から、完全学校週5日制が始まりまして、増えた休みを子どもたちが有意義に過ごすために、いろいろな自然体験や社会体験体験などを通じまして、子どもたちが生きる力を身につけるということが求められる。そういった、自然体験という部分で3年前から、ふだん子どもがなかなか水に親しむ機会がないということから、幼児や児童などを集めまして、蘭島川を使いこういったプログラムを展開しているものでございます。小樽は山や川、海、自然が豊富でございますので、子どもたちの安全確保、それからまた、一緒にやっていただけるボランティアの確保等々、いろんな問題があるかと思っておりますけれども、海を一つの舞台として、子どもたちを集めたいいろんなプログラムも、今後、考えていかなければならないと思っております。

教育長

総合的学習の話がありましたが、小学校の宿泊研修で、1泊2日、自然の村なんかで宿泊しながら学習しております。そういうときに環境に取り組むとか、山に親しむ、そういうこともありますので、児童・生徒の自然に親しむ活動、環境を大事にする活動など、進めたいと思っております。

森井委員

ぜひ進めていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ドリームビーチの駐車場について

先ほどのごみの写真の次に、車がたくさんとまっている写真があると思うのですが、こちらはドリームビーチの駐車場を市で管理されていると思うのですが、その後背地の道路になります。このような形で路上駐車をしていて、駐車場の写真をちょっと今日は持ってこなかったのですが、駐車場の中はがらがらです。実際、今、その駐車場の管理がどのような形でなされ、黒字なのか、赤字なのか、それをお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

(経済)観光振興室観光事業課長

市で管理をしています銭函3丁目駐車場の収支ですが、平成14年度におきましては、収支の決算上445万円ほどの

赤字となっております。また、今年度におきましては、これはまだ収支をまとめておりませんが、今のところの見込みでは、昨年度の400万円を超える赤字になるものと考えてございます。

森井委員

なぜこのお話をさせていただくのかということ、赤字になっている現状ですが、この駐車場、市の方がもうかるから、市でやらせてくれと言って始まった話ではないと思います。しかしながら、市としてやらざるをえないこの現状にもかかわらず、赤字になってしまっているというのは、かなり問題ではないかと。私個人としては、観光事業課又は土木部の方で、写真の中にあるように、警察では対応できない部分、市として駐禁の看板を張ったりとか、いろいろな対応をしているのはもちろん知ってはいるのですけれども、駐車場の管理の在り方自体も考えなければいけないと思いますし、晴れるとこのような感じで後背地の道路にずっと車が置かれています。事故が起きた場合に、救急車が入ってくることも相当難しい状況になります。もちろん車を置かれる方々のモラルも当然ありますけれども、道路と駐車場の関係、又は駐車場の経営の在り方も、今後、改めて考えなければいけないのかなと思いついて、写真も提出させていただきました。質問というよりも、このような状況ですということをお伝えしたく、お話しさせていただきましたので、今後改めて考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(経済)観光振興室長

銭函3丁目の駐車場ですけれども、確かに、今、観光事業課長が答えましたように、昨年度と今年度は赤字ということがあるものですから、これにつきましては、新年度におきまして、駐車場の利用を周知していきたいと、このように思っております。この駐車場はまた、ドリームビーチの運営と一体の関係にありまして、言ってみれば、海水浴場あつての駐車場と、そのような形になっておるものですから、そんな中で、ドリームビーチの海水浴場が、今、海岸の浸食が著しいということで、海水浴場の開設自体にも課題があるという状況ですから、その辺も含めて、もう一度全体を見た中で検討していきたいと思つています。

森井委員

よろしくお願ひいたします。

浅草横断歩道橋について

次の質問なのですけれども、これも一部資料を提出させていただきました。浅草横断歩道橋について、まず、つくられた目的、経緯を教えてください。

(企画)迫主幹

この浅草横断歩道橋につきましては、昭和54年に国道5号の管理者であります小樽開発建設部によって設置されたものでございます。この設置の背景につきましては、稲穂小学校、西陵中学校の通学区域内にありますことから、学童の歩行の安全確保というのが一つございます。それから二つ目ですけれども、商店街が近接しておりますことから、商店街を利用される買物客の歩行の安全確保、こういったものが目的で設置されたものでございます。

森井委員

実際、通学と商業におけるもの、その二つに伴ってつくられたと思うのですけれども、そのうちの商業という部分は、産業会館ともつながっておりますし、また、逆側も高雄ビルとくっついていたという経緯もありますから、それを含めると、そういう利用度の高い歩道橋だったのではないかなとはすごく思うのですが、現在では、高雄ビル側は途切れております。反対側の産業会館側はどうなっているかということ、シャッターが閉まったままで、実際にそういうような活用がされているかということ、そうではない現状だと思います。

それで、歩道橋がどのように、どれくらい使われているのかを個人的に調べたく、インターン生だとかに協力していただいて、歩行者量というか、海側と山側を平行する動きはどれくらいあるのかと、山側からおりてくる車の通行量はどれくらいなのかということ、自分なりに調べてみました。それで、一番最初に感じたのが、ある意味、私個人としてはショックを受けたのですけれども、その歩道橋を渡らずに、3回横断歩道を渡って反対側に渡られ

る方が、2回調査したうちの1回目で4人もいらっしゃいました。1人が50代ぐらいに見える女性です。2人目が電動車いす、電動車いすは当然渡れませんか、遠回りする方もいます。3人目が松葉づえをついた、片方の足を痛めて足を引きずっている方、そして4人目が母親で、1人小さな子どもを抱え、1人手をつないでいる方、この方も歩道橋を渡らず、遠回りをして渡っていました。その現状を見たときに、今、中心市街地で、バリアフリー化をと、歩行者や身障者の方々に優しいまちづくりをと言っている中で、完全に反対の歩道橋になっているのではないかと、私個人としては強く感じております。この現状から考えて、実際その歩道橋があるメリットというものは、現時点では本当にあるのか疑問に感じております。歩道橋の撤去という話が議会でもありましたし、駅前、富岡の歩道橋の撤去の話もありましたが、それもそうなのですが、まずはこちらの歩道橋を考えるべきではないかなと、私個人としては思っているのです。これについても一言感想というか、述べていただきたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(企画) 迫主幹

この歩道橋についてでございますけれども、特にやはり高齢社会を迎えまして、これまで安全性だけに目を向けていればよかったわけですが、今後は円滑な移動性といったバリアフリーの観点からも配慮しなければならぬと感じております。この歩道橋について言いますと、特に歩道橋が設置されていることによって、歩道の幅員が狭められているという問題がございますし、スロープが設置されておりませんから、昇降部が階段になっているという問題もございます。また、利用者の面から言いますと、学童などが中心ではございますけれども、少なからず利用者があるということ、車両の面から言いますと、やはり小樽駅がございませぬ関係から、左折する車両が多いという、そういう特性を持った交差点であると、現状認識しているところでございます。この歩道橋の在り方につきましては、こういった事情なども念頭に置きながら、道路管理者などの関係機関とともに検討してまいりたいと考えております。

森井委員

今、答弁いただいたとおりだと思います。実際、その歩道の幅員ですけれども、資料にも書かせていただきましたが、歩道橋のあるわきで、一番狭いところは50.4センチメートルしかありません。前定例会で、視覚障害者の話も聞いたのですが、今、視覚障害者用のブロックが、最近インターロッキングに伴って設置されてきていると思うのですが、あれが30.5センチメートル四方だったと思うのです。もし歩道橋を建てたままで行ったとすると、視覚障害者の方が、肩を歩道橋にぶつけてしまうような状況になってしまいます。そういう意味でも、身障者の方々、又は歩行者の方々に優しくない歩道橋になってしまっているのが、現状だと思っております。

今、話があったように、次のページになるのですが、左折車が非常に多いというのも現状だと思います。全体の4割が左折する車になっていると思います。しかしながら、左折の矢印が出る交差点というのは、私自身が知っている限りではここしかありません。地元の方々が通行する分には、ある意味問題がないのですが、そうではない方が入ったときに、直進車は基本的に左折側に入りますから、渋滞を引き起こすことがまず多いということ、また、地元の知っている方は、逆に左折ラインに直進車が入りますと渋滞するということがわかっていますから、直進車の方が右折するラインに入るのです。その右折ラインに入っている方が、右折車より左折車の方が先になくなりますと、左折ラインに入ろうとします。しかしながら、その背後から直進車がスピードよく入ってくると、事故を起こしそうになってしまいます。実際、自分が1時間で2回だけ行ったのですが、そうやって左折側に直進車がいる中で、右折側の車が入ることによって、向こう側に1車線しかないのに、平行して2台が入るような、ちょっと異質な状況が起こっていることもありますし、さらに、私が見ている間に、一度ぶつかりそうになったりもしております。

そういう背景から今の交差点の状況で、必ずしもいいかということ、そうではないのかなと。ただ、その歩道橋があることによって、左折車が優先されているのは事実だと思います。山口議員の方から、よく歩車分離型というよ

うな話も出ております。テスト的という話を聞いたのですけれども、昨年度から、メルヘン交差点が歩車分離型の交差点になっていますけれども、今後、歩行者に優しいまちづくりをしていくために、歩車分離型、又はスクランブル交差点というのが必要になってくるのかなと思っております。現時点で、駅前ですぐに行くというのは、この間の議会の市長の答弁上、なかなかすぐにはならないとは思いますが、まずはテストケースとして、浅草線との交差点においてやるのが可能ではないかと。そうなれば、歩行者の安全も確保できますし、左折車に関しても、問題なくスムーズに通ることもできます。さらに、あまり活用されていない歩道橋を撤去した中で、すごくスムーズな、歩行者に優しい交差点になると思うのですけれども、これに関しても、一言ご意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

企画部次長

歩道、交差点のいろいろな課題について、ご指摘を受けたわけでございますけれども、国道の管理者である小樽開建、並びに、上の山側からおりてくる道道の部分と、下の海側は市道と、三つの道路管理者がかかわる交差点ということで、この辺、我々もこういう問題点については認識をしております。また、歩道橋につきましても、開建の方も、そういうバリアフリー対応としての課題等認識をしているということで、いろいろ調査を行ってございます。そういう中で、歩車分離型の交差点ということになりますと、公安委員会という部分も当然必要になってくるということにもなりますので、今議会のご指摘も踏まえ、各管理者と我々と協議しながら、今後、この交差点をよりよいものにするためには、どのような方法がとれるのか研究していきたいと思っております。

森井委員

ぜひ検討していただけたらなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

銭函の土地利用について

松本委員からの期待もありますので、銭函の土地利用について、最後に質問を幾つかさせていただきたいのですけれども、一つが、銭函の工業団地に関してですが、形成された経緯があると思うのですが、銭函の工業団地として方針に示されたのはいつごろで、銭函でなぜ形成されることになったのかという理由があれば、答えていただきたいのですが。

(建都)都市計画課長

銭函工業団地が形成されてまいりました経緯などについてのお尋ねでございますが、都市計画上の位置づけなどを中心に答えさせていただきます。

まず昭和33年に、当時の通商産業省の企画によりまして、地域の工業開発を目的として、道内の新規工業立地条件調査というものが実施されてございます。その結果におきまして、「銭函地区臨海工業地区である銭函地区の用途の現況は、工場誘致のための必要条件を完備しているとは言えないが、誘致可能な適地企業も数種あると判断された」というものでございまして、このような調査が行われた動きを踏まえたものと思われましても、昭和39年には、銭函地区が旧都市計画法における用途地域に追加され、工業団地部分につきましては、当時の工業地域と準工業地域という二つのものに指定されまして、工業系の土地利用を図ることが示されたものでございます。このような中で、銭函地区の札幌寄りの平坦地は、位置的、地形的にすぐれた立地条件にあることなどから、昭和30年代後半より、比較的付加価値の高い都市型工業を主体とした工場の立地が目立ち始めたものでございます。昭和45年には、新都市計画法に基づきます小樽都市計画市街化区域及び市街化調整区域の整備・開発・保全の方針が決定されたものでございますが、この中の工業地の配置、新規に開発すべき工業地区という項目の中で、「銭函地区に食品、印刷、カニ加工、金属等の工業用地として、約350ヘクタールを配置する」と記されているほか、新市街地の整備という項目におきまして、「星置付近の工業用地については、積極的な工業団地造成計画により、公共施設を整備し、企業を適切に誘導し、その配置を図ることとする」と記載されておりまして、工業団地の形成の方針が明らかにされたものでございます。また、昭和48年3月に議決されました小樽市基本構想におきましても、土地利用、

工業地という項目の中におきまして、「札幌地区の中間に位置し、広い平たん地が連なる石狩湾新港背後地を含めた銭函地区一円を新規工業開発の重点地域とし、この地区の計画的な基盤整備を進めるとともに、企業立地の促進を図る」とされているところでございます。

森井委員

もう一つ聞きたいのですが、銭函の工業団地について、他の工業団地と違う部分、特別用途的なものがあったら教えてください。

(建都)都市計画課長

他の一般的な工業団地との相違点などについてでございますけれども、銭函工業団地の用途地域は、昭和48年5月に工業専用、工業、準工業という三つに指定されてございます。このうち、工業専用と工業地域の区域につきましては、さらに昭和48年10月でございますが、土地利用の適正化を図ることにより、公害を未然に防止するため、特別工業地区という都市計画決定がなされ、用途地域にさらに細かな用途規制を上乗せする形になってございます。具体的には、周辺住宅地及び海浜レクリエーション地域の環境を害するおそれのある工場を排除し、軽工業専用にして、その利便を図るために、準工業地域及び工業地域で認められる工場のうち、騒音関係を除きまして、ばい煙、有毒ガス、粉じん、廃液、悪臭、汚物等の排水及び爆発又は火災危険等が著しい工場を制限しているものでございます。

森井委員

今の質問をなぜ行ったかという、銭函の工業団地について、そういう方針が出されたのが、一番最初は昭和39年になるかと思うのです。その後、45年、48年と、いろいろな形で、工業団地として形成されてきたと思うのですが、昭和39年という、私が生まれる前の話です。その中で、まず松本委員が議会において質問されたときの、市長の答弁として、現況の土地利用という意味合いはよくわかるのですが、将来の土地利用の見込みというようなお答えをしております。この将来の土地利用の見込みというのはどのようなものなのか、まず聞きたいのですが、いかがでしょう。

(建都)都市計画課長

先日の市長答弁におけます将来の土地利用の見込みについてでございますけれども、この答弁は、銭函工業団地の現状における都市型の軽工業団地としての土地利用を継続するという考えに基づくものでございまして、現況の土地利用を何らかの他の用途に変換・変更していこうというものではございません。

森井委員

現状を継続するというのは、答弁における「現況の土地利用だ」という意味合いだと思うのですが、将来の土地利用の見込みというものには、今の答弁だと触れなかったと思うのですけれども、市長、この土地利用の見込みについて、何かありましたらおっしゃっていただければと思います。

市長の方にお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(建都)都市計画課長

市長ということでございますけれども、前回のお答えでは現況の土地利用や、将来の土地利用の見込みを勘案するというところでございまして、現況、今までもこの形のような用途地域を制限しながら、都市型の軽工業団地をつくってきた、今後も今のものを続けていくということで、何らかの新しい土地利用構想がないわけでございますので、もしあれば、それにかわっていきますけれども、今の段階においては、今の土地利用構想を続けながらということでございます。ただ都市計画でございますので、未来永ごう、今の都市計画を続けるわけではございませんので、必要に応じて見直すことは当然出てきます。ですから、そういう土地利用が将来あるのであれば、それを勘案しなければならない。今の段階においては、現状の土地利用を継続していこうという考えに基づくものでございます。

森井委員

今のお話のとおりで、今の工業団地、工業の専用地域、又は工業地域、その他あると思うのですけれども、松本委員が、地元の方々のお話もお伺いした中での質問だったと思いますので、それを踏まえてさらに話をしたいと思うのですが、小樽市の隣の手稲区においては、昔、小樽市と同じように大きな工業団地が広がってありました。しかし、時代背景が変わることによって、その工業地域、現在ももちろんあるのですけれども、相当な縮小をし、今では皆さんご存じのように、ほしみ駅ができたりにしております。そのような時代背景の中で、ずっといろんな経緯の下で、人口増、その他もろもろを手稲区としては踏まえてきています。そのすぐわきにある銭函が、私が生まれる前の昭和39年の方針のとおりそのまま、いまだに進んでおります。今、実際、私が受けている市民からの声もそうですけれども、松本委員がおっしゃるように、工場を経営されている方々も、いわゆる多目的な土地利用をしたいという考えがあるのではないかなと、私個人としては感じております。

そして、先ほど2番目に聞いた、特別工業地区ということで指定することによって、何か該当する工場があるかということ、ほとんどないのではないかなと思っております。今後、ニーズにこたえる上で、銭函の地域をどのようにしていかなければいけないのかということは、理事者の皆さんとともに考えていかなければいけないと思うのですけれども、工業専用区のままでは、なかなか新しいものを取り入れるというのは難しいのかなと思っておりまして、ぜひ準工区に切りかえる、又はその先の方針を考えるということをとまに行っていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(建都)都市計画課長

ただいまのお尋ねでございますが、先ほどもお答えいたしましたように、都市計画というものの、土地利用の方針というものが、一度決めたらもう二度と変えられないというものではございません。当然のことながら、地元の皆さんのニーズであるとか、工業団地でございますので、企業の方々並びに地域の方々のご意見なり、関係者のご意見を聞きながら、よりよい方向になるのであれば、都市計画を変更することについては、問題がないというふうに思っておりますので、今後、関係者の皆さんを含めまして、幅広く検討した中で、考えていきたいと思っております。

委員長

市民クラブの質疑を終結いたします。

以上をもって、本日の質疑を終結し、散会いたします。